



経済センサス-活動調査 試験調査 調査票の記入のしかた

総務省
経済産業省

- ◆ 本調査は平成 26 年 11 月 1 日現在で行う調査です。
- ◆ 調査票の記入に当たっては、本冊子を必ず参照してください。
- ◆ 調査票は、貴社の企業全体について記入する「企業調査票」と、貴社に属する全ての事業所ごとについて記入する「事業所調査票」があります。「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので 本社事業所を含む事業所ごとに記入してください。
- ◆ 調査票には、「平成 24 年経済センサス-活動調査」等の結果をもとに事業所の名称・電話番号・所在地などがあらかじめ印字されています。
- ◆ 調査票は、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)
- ◆ 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。
- ◆ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度御確認ください。
- ◆ 調査票の記入内容について、後日、おたずねさせていただく場合があります。

1. 調査票の記入に当たって

1
ページ

◇産業分類と調査票の対応表について	P1
◇事業所とは	P2
◇事業所の区切り方について	P3

2. 企業調査票の記入のしかた

4
ページ

【13】、【14】企業調査票第1面(共通項目)	P4
【14】企業調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)第2面(産業個別項目)	P22
【20】、【21】企業調査票第1面(共通項目)	P30
【21】企業調査票(建設業、サービス関連産業A)第2面(産業個別項目)	P48

3. 事業所調査票の記入のしかた

56
ページ

※【15】～【19】、【22】の事業所調査票第1面の共通項目についてはP56からP63ですが、調査票の種類ごとの産業個別項目についてはP64から御覧ください。

	第1面	第2面
◇【15】～【19】、【22】事業所調査票 第1面(共通項目)	P56	—
◇産業個別項目		
【15】事業所調査票(個人経営者用)(※)	P64	—
【16】事業所調査票(卸売業、小売業)(※)	—	P66
【17】事業所調査票(医療、福祉)	—	P72
【18】事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)(法人・団体用)	P76	—
【19】事業所調査票(サービス関連産業B)(※)	—	P80
【22】事業所調査票(建設業、サービス関連産業A)	P86	—

(※)印のある調査票については、本冊子の他に別冊の「分類表」を参照してください。

4. よくある御質問

90
ページ

産業分類と調査票の対応表について

お配りした調査票の種類は、「平成24年経済センサス-活動調査」等の結果をもとに配布させていただいたものです。企業全体を記入していただく「企業調査票」と本社・支社等の事業所ごとに記入していただく「事業所調査票」の2種類があります。調査票の対応表につきましては、下表を参照してください。

【産業分類・調査票対応表】

産業分類	調査票の種類	
	複数事業所企業	
	企業調査票番号	事業所調査票番号
卸売業、小売業	【13】企業調査票 又は 【20】企業調査票	【15】事業所調査票(個人経営者用) 又は 【16】事業所調査票(卸売業、小売業)
医療、福祉		【15】事業所調査票(個人経営者用) 又は 【17】事業所調査票(医療、福祉)
建設業	【14】企業調査票 (建設業、サービス関連産業A、学校教育) (法人・団体用) 又は 【21】企業調査票 (建設業、サービス関連産業A)	【18】事業所調査票(建設業、サービス関連産業、学校教育) (法人・団体用)
通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業		又は
運輸業、郵便業		【22】事業所調査票(建設業、サービス関連産業A)
金融業、保険業		
情報サービス業、インターネット附随サービス業	【13】企業調査票 又は 【20】企業調査票	【15】事業所調査票(個人経営者用) 又は 【19】事業所調査票(サービス関連産業B)
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業		
教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)		
サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)		

企業調査票と事業所調査票



事業所の業種に応じた調査票に記入
1 事業所に1枚

事業所とは

◆ここでいう事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などが

- ①同一経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、一定の場所を占めて、
 - ②従業員と設備を有し、継続的に行われているもの
- をいいます。場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別々の事業所とします。

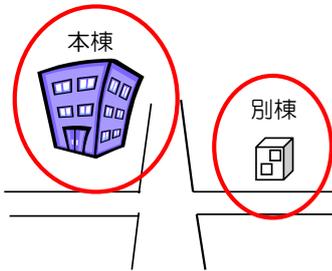
◆事業所の例



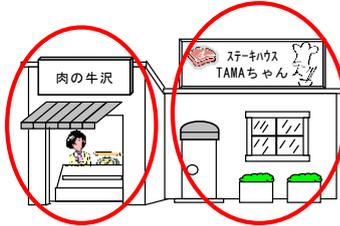
- 他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている場合も貴社の事業所とします。
- 貴社が他社から業務を請負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴社の事業所とします。(指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です。)

事業所の区切り方について

- 事業所は、原則として、場所(同一区画)ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。
- また、同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。



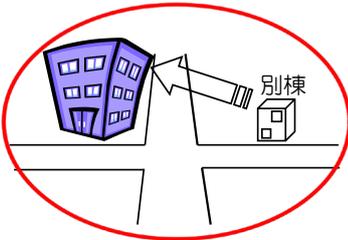
本棟と別棟は、それぞれ別の事業所



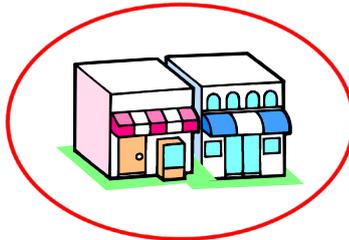
入口が異なっているのでそれぞれ別の事業所

- ただし、下図のように近接して、経営諸帳簿が一緒に分けることができない場合は、一つの事業所とします。

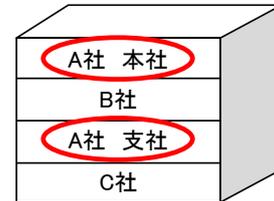
経営諸帳簿が一緒



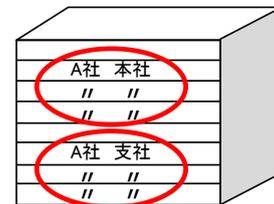
経営諸帳簿が一緒



※ 経営諸帳簿とは、賃金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。



- 同一ビルの中に、本社、支社などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。



- 本社、支社などが同一ビルの複数階にまたがる場合は、階ごとに区切らず、本社、支社などの単位で一つの事業所とします。

区切り方の例外

- 鉄道などによる運輸業は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。
 - 鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。
 - ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて一つの事業所とします。
- 同一区画に高校と中学校など二つ以上の学校がある場合は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。
- ビルやダムなどの建設現場にある詰所等は、事業所とはせず、管理している建設会社の事業所に含めます。
- テナントとして出店している場合は、貴社の事業所に含めます。ただし、百貨店などと消化仕入(売上仕入)の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店などに含めますので、貴社の事業所とはしません。

ご注意ください

< 貴社の工場などの中に、業務請負会社の事業所がある場合 >

- 貴社はその業務請負会社について、記入しません。(貴社が業務請負会社の場合は下記参照)

< 貴社が別会社から業務を請け負って、当該別会社の工場などの中に、貴社の事業所がある場合 >

- 貴社の「支所・支社・支店」に含めて記入します。

【13】【14】企業調査票 第1面 (共通項目)

1 名称及び電話番号

- ◆ 名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。
株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)
有限会社 → (有) 医療法人 → (医)
合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)
合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)
合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)
学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)
公益、一般、特例財団法人 → (財)
公益、一般、特例社団法人 → (社)

- ◆ 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。

- ◆ 正式名称に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

2 所在地

- ◆ 本所・本社・本店等で固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。

- ◆ 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1

- ◆ 本所・本社・本店等がビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階数(マンションの場合は、号室)**を記入してください。

3 経営組織

- ◆ 個人が共同で事業を行っている場合も「個人経営」とします。

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	ホテルトケイ		
	正式名称	(有)ホテル統計 (株)ホテルTOKEI		
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の欄内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	162-0066	都道府県名	東京都
	市区町村名	新宿区		
3 経営組織 ●経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。 ●会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等	1	2	3	4
	個人経営	株式会社 有限会社	合名会社 合資会社	合同会社
4 常用雇用者数及び支所等数 ●工場、営業所など従業員がいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	国内	海外(現地法人は除く)	法人	
	常用雇用者数	71 人	0 人	
5 企業全体の主な事業の内容 ●「調査票の記入のしかた」18ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目		
	ホテル	① 宿泊収入	② 会議室の賃貸収入	③ 直営レストランの飲食提供収入

記入上の注意

✓ 通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

5 企業全体の主な事業の内容 ※【13】調査票のみ該当

- ◆ 「(1)主な事業の内容」の記入に当たっては、P18~21の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
 - 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
 - 企業全体の主な事業の内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、**実際に行っている主な事業**について記入してください。
 - 複数の事業を行っている場合は、平成25年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
 - 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。
 - 建設事業を行っている場合は、建築物の種類、工事の内容、工事全体の請負か一部の請負かがわかるように記入してください。
- ◆ 「(2)生産品、取扱い商品又は営業種目」には、「(1)主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目記入してください。

4 常用雇用者数及び支所等数

- ◆ 常用雇用者数
 - 平成26年11月1日現在で支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数を国内と海外(外国)に分けて記入してください。
 - 常用雇用者がいない場合は「0」と記入してください。

<<常用雇用者とは>>

- 期間を定めずに雇用している人
- 1か月以上の期間を定めて雇用している人

- ◆ 支所等数
 - 平成26年11月1日現在で所有する本所・本社・本店以外の支所・支社・支店、営業所、工場、出張所などの事業所数を国内と海外(外国)に分けて記入してください。
 - 国内と海外のいずれか一方だけに「支所・支社・支店」がある場合には、もう一方の「支所・支社・支店」数は「0」と記入してください。
 - 支所等には、支所・支社・支店だけでなく工場、営業所、出張所、配送センター、海外駐在員事務所などのほか、従業員や管理人のいる倉庫なども該当します。ただし、海外の建築現場や建設業における現場事務所は支所には含みません。詳しくは、P2の「事業所とは」をお読みください。

<<以下については、「支所・支社・支店」に該当しません>>

- フランチャイズチェーンなどの加盟店**
 - フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合(ただし、加盟店の経営者が複数の店舗を所有している場合、その所有している店舗は、加盟店の経営者にとっては、「支所・支社・支店」となります。)
- 消化仕入(売上仕入)**
 - 百貨店やスーパーマーケットなどの中にある消化仕入をしている売場(テナントでないもの)
- 子会社、関連会社**
 - 子会社、関連会社などのグループ企業の事業所
- その他**
 - ATM やコインランドリーなどの無人の店舗
 - ボランティアなど、無給の従業者のみで事業を行っている場合
 - 建築現場や建設業における現場事務所など

【13】【14】 企業調査票 第1面 (共通項目) (つづき1)

7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①売上(収入)金額						55000	000				0,000
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)						54610	000				0,000
③うち売上原価						33645	000				0,000
④給与総額						18630	000				0,000
⑤福利厚生費(退職金を含む)						335	000				0,000
⑥動産・不動産賃借料										15	0,000
⑦減価償却費										95	0,000
⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)										15	0,000
⑨外注費										25	0,000
⑩支払利息等										30	0,000

●平成25年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入)

●「3 経営組織」欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑧の6項目のみ記入してください。

●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。

- ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
- ・「②費用総額」：経常費用を記入
- ・「③うち売上原価」：記入不要
- ・「主な費用項目」：各欄に記入

主な費用項目

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目「個人経営」

- ◆ 平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。※平成25年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間(12か月)について記入してください。
 - ◆ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
 - ◆ 「3 経営組織」が「個人経営」の場合は上記①、②、④、⑥、⑦、⑧のみ記入してください。
 - ◆ 「個人経営」の場合は、「確定申告」を参考にして記入することができます。
- 各項目と「確定申告(青色申告決算書及び収支内訳書)」との対応は、下表の科目番号を参照してください。

項目	青色申告決算書			収支内訳書	
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)
①売上(収入)金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤
②費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費)	科目⑥+科目⑩	科目⑫	科目⑮	科目⑨+科目⑮	科目⑫
主な費用項目	④給与総額	科目⑫	科目⑪	科目⑪	科目⑥
	⑥動産・不動産賃借料	科目⑭	科目⑧	科目⑩	科目⑨
	⑦減価償却費	科目⑮	科目⑨	科目⑧	科目⑦
	⑧租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)	科目⑧		科目⑤	科目①
	⑩支払利息等				

- ◆ 税務情報につきましては、「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」により本人及び税理士等代理人以外は活用できない制度となっておりますので本調査での回答をお願いいたします。
- ※「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。

申告書 閲覧サービス

検索

【青色申告決算書(一般用)】

FA0203

平成 年分 所得税青色申告決算書(一般用)

住所 氏名 事務所所在地 電話番号(事務所) 依頼税理士等 電話番号

業種名 業種番号 団体名

平成 年 月 日 損益計算書(自 月 日 至 月 日)

提出用 平成二十五年分以降適用

科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑦		貸倒引当金 ⑩	
減価償却費 ⑧		減価償却費 ⑧		計 ⑪	
福利厚生費 ⑨		福利厚生費 ⑨		貸倒引当金 ⑩	
給与総額 ④		給与総額 ④		専従者給与 ⑫	
外注工賃 ⑬		外注工賃 ⑬		貸倒引当金 ⑩	
地代家賃 ⑭		地代家賃 ⑭		計 ⑬	
支払利息等 ⑯		支払利息等 ⑯		計 ⑭	
差引金額 ⑰		差引金額 ⑰		所得金額 ⑱	
青色申告特別控除額 ⑲		青色申告特別控除額 ⑲		所得金額 ⑱	
所得金額 ⑳		所得金額 ⑳		所得金額 ⑱	

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

【収支内訳書(一般用)】

FA0303

平成 年分 収支内訳書(一般用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所 氏名 事務所所在地 電話番号(事務所) 依頼税理士等 電話番号

業種名 業種番号 団体名

平成 年 月 日

提出用 平成二十五年分以降適用

項目	金額(円)	科目	金額(円)
①売上(収入)金額		売上(収入)金額 ①	
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)		売上原価 ②	
③うち売上原価		売上原価 ②	
④給与総額		給与総額 ④	
⑤福利厚生費(退職金を含む)		福利厚生費 ⑤	
⑥動産・不動産賃借料		動産・不動産賃借料 ⑥	
⑦減価償却費		減価償却費 ⑦	
⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)		租税公課 ⑧	
⑨外注費		外注費 ⑨	
⑩支払利息等		支払利息等 ⑩	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうち必要経費算入額 所得税及び復興特別所得税の算入額

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢) 続柄 従事月数

延べ従事月数

【13】【14】 企業調査票 第1面 (共通項目) (つづき2)

7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①売上(収入)金額						4	0	0	5	0	0	0.000
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)						3	6	8	4	6	5	0.000
③うち売上原価												0.000
④給与総額						1	3	4	0	4	5	0.000
⑤福利厚生費(退職金を含む)								2	6	4	5	0.000
⑥動産・不動産賃借料									1	2	5	0.000
⑦減価償却費								1	1	7	0	0.000
⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)									1	2	5	0.000
⑨外注費												0.000
⑩支払利息等									2	1	0	0.000

●平成25年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入)

●「3 経営組織」欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑧の6項目のみ記入してください。

●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 ・「②費用総額」：経常費用を記入
 ・「③うち売上原価」：記入不要
 ・「主な費用項目」：各欄に記入

主な費用項目

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目「個人経営以外」
 ※【14】調査票は項目「6 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」

- ◆ 平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。※平成25年から1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間(12か月)について記入してください。
- ◆ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ◆ この項目は、「損益計算書」を基に記入いただきますが、会社以外の法人は、「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などを基に記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。各項目の内容は、右表を参照してください。

項目	会社(金融業、保険業除く)	会社以外の法人など	金融業・保険業
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> 農業・林業・漁業による事業収入額、鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医薬収入額、サービス営業収入(収益)額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含みません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益・事業収益等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合は、その事業収入も含めて記入してください。 ※宗教団体については、喜捨、お布施などは含みません。 	
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用等、事業活動を行うためにかかった費用を記入してください。 	
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。 	
④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 別経営の事業所(企業)に出向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。 役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含みません。 		
⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。 		
⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 端末機を含むコンピュータの賃借料も含みます。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。 		
⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。 		
⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。 		
⑨外注費	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 人材派遣会社への支払いも含みます。 製造原価のうち、外注費も含みます。 		
⑩支払利息等	<ul style="list-style-type: none"> 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※営業外費用に計上する支払利息等が該当します。(「②費用総額」の内数ではありません。) 		<ul style="list-style-type: none"> 「銀行業」及び「協同組織金融業」は記入不要です。

【13】【14】企業調査票 第1面 (共通項目) (つづき3)

8 企業全体の事業別売上(収入)金額	事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)		
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		円	
●記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」10～14ページを参照してください。 ●7欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、7欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、送金費交付金等は事業収入になります。	(ア) 農林漁業	①農業、林業、漁業の収入												0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	(イ) 鉱業	②鉱物、採石、砂利採取事業の収入												0,000	
	(ウ) 製造業	③製造品の売上金額												0,000	
	(エ) 卸売業	④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)												0,000	
	(オ) 小売業	⑤小売の商品販売額							5	0	0	0		0,000	
	(カ) 建設業、関連産業A	⑥建設事業の収入(完成工事高)												0,000	
		⑦電気、ガス、熱供給、水道事業の収入												0,000	
		⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入												0,000	
		⑨運輸、郵便事業の収入												0,000	
		⑩金融、保険事業の収入												0,000	
		⑪政治・経済・文化団体の活動収入												0,000	
		⑫情報サービス、インターネット関連サービス事業の収入												0,000	
	(キ) サービス関連産業B	⑬不動産事業の収入							1	5	0	0	0	0,000	
		⑭物品賃借事業の収入							2	5	0	0	0,000		
		⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0,000		
		⑯宿泊事業の収入							1	7	5	0	0,000		
		⑰飲食サービス事業の収入							1	0	0	0	0,000		
		⑱生活関連サービス、娯楽事業の収入							1	0	0	0	0,000		
		⑲社会教育、学習支援事業の収入											0,000		
		⑳上記以外のサービス事業の収入											0,000		
(ク) 学校教育	㉑学校教育事業の収入											0,000			
(ケ) 医療、福祉	㉒医療、福祉事業の収入											0,000			
合 計		7欄①の売上(収入)金額											1	0	0

8 企業全体の事業別売上(収入)金額

※【14】調査票は項目「7 企業全体の事業別売上(収入)金額」

◆以下の例示を参考に、「7欄、(【14】調査票は「6」欄)企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」の中の「①売上(収入)金額」に記入した金額を事業活動区分別に記入してください(万円単位未満四捨五入)。

- ※ 当該項目に該当する場合は○、他の項目に該当する場合は×としています。
- ※ 事業所調査票においては、「(ウ)③製造品の売上金額」を「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」に読替えてください。
- ※ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

(ア)農林漁業

①農業、林業、漁業の収入	動植物を飼育、栽培する事業、材木の育成、林産物の採取、水産動植物の採取・採補を行う事業 ○ 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む) ○ 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園作り、花壇の手入れ等) ○ 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産) ○ 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕等) ○ 水産動植物の養殖 ○ 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託) ○ 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合) × 有機質肥料の製造 → 「(ウ)③製造品の売上金額」 × 購入した農作物又は水産物を製造加工 → 「(ウ)③製造品の売上金額」 × 生産した農畜産物、水産物を、専用の製造用作業場で専従の従業員が加工・出荷 → 「(ウ)③製造品の売上金額」
--------------	---

(イ)鉱業

②鉱物、採石、砂利採取事業の収入	鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業 ○ 採石現場での破碎・粉砕 × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 → 「(ウ)③製造品の売上金額」 × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 → 「(ウ)③製造品の売上金額」 × 採掘された岩石の破碎・粉砕を採石現場以外で行った場合 → 「(ウ)③製造品の売上金額」
------------------	--

(ウ)製造業	
③製造品の売上金額	<p>製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造した製品の他の企業への出荷額 ○ 他の企業に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額 ○ 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入（加工賃収入） ○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入（製造する設備・能力を有する場合） ○ 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入 × 機械等の据付工事（製造品に含まれない場合） → 「(カ) ⑥建設事業の収入」 × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 → 「(エ) ④卸売の商品販売額」 × 仕入商品を加工せず一般消費者に直接販売した場合の販売額 → 「(オ) ⑤小売の商品販売額」 × 製造した商品（菓子、パン、建具、畳など）をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 → 「(オ) ⑤小売の商品販売額」
(エ)卸売業	
④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	<p>購入した商品を別の業者に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ○ 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料 ○ パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
(オ)小売業	
⑤小売の商品販売額	<p>商品を個人や家庭に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕入れた商品を主として家庭消費者に販売した場合の販売額 ○ 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人又は家庭用消費のためにその場で直接販売する場合 × 修理工料 → 「(キ) ⑳上記以外のサービス事業の収入」 × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 → 「(エ) ④卸売の商品販売額」 × 自ら製造したものをインターネット等を用いた店舗によらない販売額 → 「(ウ) ③製造品の売上金額」
(カ)建設業、サービス関連産業A	
⑥建設事業の収入（完成工事高）	<p>建設工事を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、電気通信工事、管工事など） ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 ○ 製造品の出荷に附帯する据付工事（据付工事費が製造品と分離できる場合） × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング事業 → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 → 「(キ) ⑬不動産事業の収入」
⑦電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	<p>各資源エネルギーの供給などを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力事業の収入（電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益） ○ 自家発電の電力販売 ○ ガス事業の収入（ガス売上、託送供給収益） ○ 地域冷暖房事業 ○ 下水道処理施設維持管理業 × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 → 「(キ) ⑳上記以外のサービス事業の収入」 × 電気工事、給排水設備工事 → 「(カ) ⑥建設事業の収入」 × かんがい用水供給 → 「(ア) ①農業、林業、漁業の収入」

8 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき）

※【14】調査票は項目「7 企業全体の事業別売上（収入）金額」

<p>⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入</p>	<p>情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など） ○ 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など） ○ 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など） ○ 映画、テレビ番組などの制作、配給 ○ 新聞、書籍の発行 ○ 広告制作（印刷物にかかる広告制作） ○ ニュース供給（通信社のニュース供給など） × 広告代理業 → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 新聞、書籍等の印刷業務 → 「(ウ) ③製造品の売上金額」 × デザイン、コピーライター → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 携帯電話の販売代金 → 「(エ) ④卸売の商品販売額又は(オ) ⑤小売の商品販売額」 × 情報を記録したディスク等の複製・製造 → 「(ウ) ③製造品の売上金額」
<p>⑨ 運輸、郵便事業の収入</p>	<p>旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○ 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫） ○ 運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など） ○ 運輸施設の利用収入 × 運転代行サービス → 「(キ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り → 「(キ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
<p>⑩ 金融、保険事業の収入</p>	<p>資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○ 金融商品取引業、商品先物取引業 ○ 補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など） ○ 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）
<p>⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体 ○ 神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教などの事業収入 ○ 協同組合の賦課金 × 観光協会 → 「(カ) ⑨運輸・郵便事業の収入」

(キ) サービス関連産業B

<p>⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入</p>	<p>情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトウェア事業（受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など） ○ 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など） ○ 各種調査（市場調査、世論調査など） ○ 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など） ○ ポータルサイト・サーバ運營業務（インターネット・ショッピングサイト運營業務を含む） ○ ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など） ○ インターネット利用サポート業務（電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど） ○ サーバハウジング、サーバホスティング × ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 → 「(ウ) ③製造品の売上金額」 × インターネット広告業 → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
<p>⑬ 不動産事業の収入</p>	<p>土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産売買（自己建設によるものを除く） ○ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など） ○ 不動産売買・賃貸の仲介業務 × 不動産鑑定事業 → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 → 「(キ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 公民館など社会教育施設の賃貸 → 「(キ) ⑮社会教育、学習支援事業の収入」 × 集会場の賃貸 → 「(キ) ⑮上記以外のサービス事業の収入」 × 下宿業 → 「(キ) ⑮宿泊事業の収入」 × 倉庫業 → 「(カ) ⑨運輸・郵便事業の収入」 × ビルメンテナンス業 → 「(キ) ⑮上記以外のサービス事業の収入」

⑭物品賃貸事業の収入	物品を賃貸する事業 ○ リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょうなど） × 映画配給事業 → 「(カ) ⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」 × リネンサプライ事業（シーツ、ベッドカバーなど） → 「(キ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業 ○ 研究、製品開発事業 ○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ○ デザイン、機械設計業 ○ 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など） ○ 広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供） ○ 獣医学、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○ 経営コンサルタント事業 ○ 持株会社による子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など） ○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に付随する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合）） × 広告制作業（印刷物） → 「(カ) ⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」 × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 → 「(キ) ⑮上記以外のサービス事業の収入」 × 写真現像事業 → 「(キ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑯宿泊事業の収入	宿泊場所を提供する事業 ○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ※ 宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。 ○ リゾートクラブ事業 × 社会福祉施設が行う宿泊事業 → 「(ケ) ⑫医療、福祉事業の収入」 × 貸家業、貸間業 → 「(キ) ⑮不動産事業の収入」
⑰飲食サービス事業の収入	客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業 ○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス ○ 注文に応じて調理した料理品の販売（持ち帰りすし、持ち帰り弁当、ハンバーガーなど） ○ 配達飲食サービス（宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど） × あらかじめ調理した「料理品」の販売 → 「(オ) ⑤小売の商品販売額」
⑱生活関連サービス、娯楽事業の収入	個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業 ○ 洗濯・理容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む） ○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など ○ 衣服修理業（個人持ちの材料の縫製） ○ 食品貸加工業（個人持ちの材料の加工） ○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業 ○ 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業（入園料、使用料など） ○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など ○ D P E の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料 × 各種学校、専修学校に該当する理容学校、美容学校 → 「(ク) ⑭学校教育事業の収入」 × スポーツ・健康教授業 → 「(キ) ⑮社会教育、学習支援事業の収入」
⑲社会教育、学習支援事業の収入	社会教育や教養・技能などを教授する事業 ○ 社会教育事業（公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など）、職業教育事業 ○ 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など） × 専修学校、各種学校 → 「(ク) ⑭学校教育事業の収入」 × テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど） → 「(キ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

8 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき）

※【14】調査票は項目「7 企業全体の事業別売上（収入）金額」

<p>⑩ 上記以外のサービス事業の収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など） ○ 自動車整備事業 ○ 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理など） ○ 職業紹介・労働者派遣事業 ○ 建物サービス事業、警備事業 ○ 事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布、速記・複写、集金事業など） ○ 集会場 × プラントメンテナンス → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
<p>(ク) 学校教育</p>	
<p>⑪ 学校教育事業の収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校などの教育事業 × 他の分類（「附属病院（医療）」、「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業
<p>(ケ) 医療、福祉</p>	
<p>⑫ 医療、福祉事業の収入</p>	<p>医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療サービス及びこれに附帯するサービス（歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど） ○ 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など） ○ 社会保険事業（公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など） ○ 児童福祉事業（保育所、児童養護施設など） ○ 介護事業（老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など） ○ 障害者福祉事業 ○ 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工 × 調剤薬局の医薬品販売 → 「(オ) ⑤小売の商品販売額」 × 建物の消毒及び害虫駆除 → 「(キ) ⑩上記以外のサービス事業の収入」 × 農作物の害虫駆除 → 「(ア) ①農業、林業、漁業の収入」 × 獣医学 → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 水質汚濁測定分析（環境計量証明） → 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 → 「(ウ) ③製造品の売上金額」

【13】【14】企業調査票 第1面 (共通項目) (つづき4)

3 業 法 人 の み 記 入	9 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。	① 一般消費者と行った <input type="radio"/> ② 他のお客様と行った <input type="radio"/> ③ 行わなかった <input type="radio"/> ・7欄「①売上(収入)金額」に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した取引をいい、ホームページでの広告掲載や見直し・資料請求への対応などの取引の準備行為は該当しません。																				
	10 設備投資の有無及び取得額 ●平成25年1月から12月までの1年間に 行った設備投資の有無について、該当する 番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。	① 設備投資を行った <input type="radio"/> ② 設備投資を行わなかった <input type="radio"/> ・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) 有形固定資産(土地を除く) <table border="1"><tr><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>0</td></tr></table> 無形固定資産(ソフトウェアのみ) <table border="1"><tr><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>5</td></tr></table> ※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含みます。	千	百	十	万	円				5	0	千	百	十	万	円				2	5
	千	百	十	万	円																	
				5	0																	
	千	百	十	万	円																	
			2	5																		
11 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の 台数を記入してください(リース で借りている車両も含みます)	(1) 貨物自動車 <input type="text" value="0"/> 台 ※人員輸送のみの使用は除きます。 (2) 乗用自動車 <input type="text" value="6"/> 台 (3) バス <input type="text" value="6"/> 台																					
12 土地、建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲 んでください。	土地 ① ある <input type="radio"/> ② ない <input type="radio"/> 建物 ① ある <input type="radio"/> ② ない <input type="radio"/> ・借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。																					
13 商品売上原価 ●8欄において、「(エ) 卸売業」 又は「(オ) 小売業」に記入した 法人のみ記入してください。	平成25年1月から12月までの商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入 原価)を記入してください。商品売上原価は、年初在庫額+当年仕入額-年末 在庫額により計算してください。(万円未満四捨五入) <table border="1"><tr><td>十</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>2</td></tr></table>	十	百	十	万	円				3	2											
十	百	十	万	円																		
			3	2																		
14 資本金等の額及び外国 資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。 (万円未満四捨五入) (小数点第2位四捨五入) <table border="1"><tr><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>0</td></tr></table> 0.0%	千	百	十	万	円				5	0											
千	百	十	万	円																		
			5	0																		
15 決算月 ●印字されている内容に変更がある 場合は、二重線で消して修正して ください。	2月 ()月 ・本決算月を記入してください。 ・年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。																					

9 電子商取引の有無及び割合 ※【14】調査票は項目「8 電子商取引の有無及び割合」

- ◆ 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- ◆ 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

対象となる商取引の例

- 物品の例:
- インターネット・ショッピング・サイトなどに出店し、商品を販売する場合
 - 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合
- サービスの例:
- 旅行・宿泊などの予約 ○航空機・電車・バスなどの座席予約 ○イベントなどのチケット予約
 - 自動車損害保険などの販売 ○オンラインバンキング
 - コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
 - ※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、オンラインバンキングの手数料など)です。
- デジタルコンテンツの例:
- 映像(動画像)、音楽などの販売 ○電子書籍などの販売
 - ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

対象とならない商取引の例

- ×受発注行為の準備行為に関連する見積り、購入前調査
 - ・見積り請求、資料請求又はカタログ請求
- ×通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
 - ・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
 - ・対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- ×直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
 - ・商品を広告するためのホームページの開設
 - ・「買い物かご」による購入や予約ができない場合
 - ・他のサイトにリンクしているだけの場合
- ×銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
 - ・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いている自動券売機売上は対象外

10 設備投資の有無及び取得額 ※【14】調査票は項目「9 設備投資の有無及び取得額」

- ◆ 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成25年1月から12月までに土地を除く有形固定資産として新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含みません。
- ◆ 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成25年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産として新規に計上した額を記入してください。
- ◆ 固定資産に計上したリース物件のうち、平成25年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- ◆ 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

12 土地、建物の所有の有無 ※【14】調査票は項目「11 土地、建物の所有の有無」

- ◆ 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含みません。

14 資本金等の額及び外国資本比率 ※【14】調査票は項目「13 資本金等の額及び外国資本比率」

- ◆ 調査日現在(平成26年11月1日)で記入してください。
- ◆ 「資本金又は出資金、基金の額」は、「3 経営組織」欄が「会社」の場合のみ記入してください。
- ◆ 「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式総数又は出資金額の割合を記入してください。外国資本が含まれない場合は、「0.0%」と記入してください。

11 自家用自動車の保有台数 ※【14】調査票は項目「10 自家用自動車の保有台数」

- ◆ 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみで使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。
- 【自動車の種類】
- 貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
- 乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
- バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- ◆ リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

【13】 調査票「5 企業全体の主な事業の内容」の記入例

◆ 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。
- 純粹持株会社の場合は、「純粹持株会社」と記入してください。

管理事務 (自動車製造)	①	自動車
	②	
	③	
純粹持株会社	①	
	②	
	③	

◆ 飲食サービス業の場合

- 客の注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食品の種類が分かるように、「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン(各種料理)」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。

持ち帰り寿司店 (注文を受けて調理)	①	にぎり
	②	海鮮丼
	③	
ピザの宅配	①	ピザ
	②	パスタ
	③	グラタン
天ぷら料理店	①	天ぷら
	②	刺身
	③	ビール
一般食堂	①	日替わり定食
	②	カレーライス
	③	親子丼

◆ 商品を販売している場合

- 作り置きした弁当などを小売している場合は、「○○の小売(作り置き)」と記入してください。
- 取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- 自ら製造を行わず、下請業者に製造(加工)させて、自社製品として卸売している場合は、「○○の卸売」と記入してください。
- 主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類(コンビニエンスストア、スーパーなど)を付け加えます。
- 商品を製造して小売している場合は、「○○の製造小売」と記入してください。
- 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「○○の通信販売(無店舗)」と記入してください。

弁当の小売 (作り置き)	①	唐揚げ弁当
	②	幕の内弁当
	③	生姜焼き弁当
パソコン等の 機械器具の卸売	①	パソコン
	②	プリンター
	③	コピー機
各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	①	弁当
	②	飲み物
	③	菓子
婦人服の通信販売 (無店舗)	①	婦人服
	②	婦人靴
	③	

◆ 物品を製造(加工)している場合

- 何を作っているのか(生産品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などが分かるように記入してください。
- 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- 製造販売で、卸売か小売の両方を行っている場合は、「○○の製造卸売」などと、どちらが主とする内容かが分かるように記入してください。

革製手袋の製造	①	ゴルフ用
	②	野球用
	③	防寒用
魚肉加工による練り製 品の製造	①	かまぼこ
	②	ちくわ
	③	ソーセージ
電化製品用プラスチ ック製品の製造	①	テレビ用キャビネット
	②	電話機器体
	③	電気そうじ機器体
電子デバイス製造	①	集積回路
	②	液晶パネル
	③	

◆ 土木・建築・設備工事を行っている場合

- ・ 建築物の種類や工事の内容が分かるように記入してください。
- ・ 工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどが分かるように記入してください。
- ・ 土木工事を行っている場合は、舗装工事が、それ以外の工事が分かるように記入してください。
- ・ 住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、主とする内容が分かるように記入してください。

木造住宅の建築の一式請負	①	木造住宅
	②	
	③	
道路などの舗装工事の一式請負	①	道路の舗装
	②	駐車場の舗装
	③	
風呂などの住宅設備機器の卸売及び取付工事(卸売が主)	①	風呂の浴槽
	②	システムキッチン
	③	洗浄機付トイレ
建物の外壁吹付塗装	①	オフィスビル
	②	マンション
	③	モルタル住宅

◆ 倉庫の場合

- ・ 低温装置を施した倉庫の場合は、その旨を記入してください。
- ・ 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることが分かるように記入してください。

倉庫業	①	低温倉庫
	②	トランクルーム
	③	
△△工場の自家用倉庫(飲料用のアルミ缶の製造)	①	清涼飲料水用
	②	ビール用
	③	

◆ 不動産に関する事業を行っている場合

- ・ 不動産の種類(住宅、事務所、店舗、土地など)のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかが分かるように記入してください。
- ・ マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。

アパート・マンションの賃貸の仲介	①	アパート
	②	マンション
	③	一戸建て住宅
マンションの管理	①	マンション
	②	
	③	
ビル総合管理	①	施設の清掃
	②	空調設備の点検
	③	

- ・ ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「ビル総合管理」、「建物の清掃・保守」などのように記入してください。

◆ 運輸事業の場合

- ・ 運送手段の種類(自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など)と運送する対象(人、物)などが分かるように記入してください。
- ・ 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業が分かるように記入してください。
- ・ 貨物の運送取扱店が分かるように、具体的に記入してください。

乗合バスによる旅客の運送	①	路線バス
	②	定期観光バス
	③	
軽トラックによる貨物宅配便	①	小荷物
	②	引越し
	③	

◆ 物品の修理を行っている場合

- ・ 何を修理しているか分かるように記入してください。
- ・ 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

◆ 協同組合の場合

- ・ 協同組合の種類(農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など)のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- ・ 協同組合の事業所で、単一事業を行っている場合は、その事業(営農センター、協同選果場、ガソリンスタンドなど)を記入してください。
- ・ 信用事業又は共済事業のほかには購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

信用・共済・購買を行う農協	①	信用
	②	共済
	③	購買
農業資材販売	①	肥料
	②	
	③	
金融業務	①	窓口業務
	②	
	③	

〇〇診療所(病床数15)	①	内科
	②	小児科
	③	

◆ 病院、医院などの場合

- ・ 専門の科名と病床数を記入してください。

◆ 労働者（人材）の派遣などを行っている場合

- 労働者派遣か職業紹介か業務請負かが分かるように記入してください。
- なお、業務請負の場合は、請け負っている内容が分かるように記入してください。

労働者派遣	①	事務員
	②	ソフトウェア開発
	③	
職業紹介業	①	営業スタッフ
	②	事務スタッフ
	③	
業務請負	①	自動車(新車)塗装
	②	携帯電話組立
	③	

◆ 宿泊施設の場合

- 施設の種類が分かるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
- 民宿の場合は、旅館・ホテルか簡易宿泊所かが分かるように記入してください。

ホテル	①	宿泊
	②	結婚式
	③	レストラン

◆ 手技などによる施術を行っている場合

- 主に療術を行う場合は、施術の内容が分かるように記述してください。
- 主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
- 主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」と記入してください。

リフレクソロジー	①	リフレクソロジー
	②	ハンドリフレクソロジー
	③	アロマオイルの小売
エステティック業	①	美顔
	②	痩身
	③	アロマオイル トリートメント
リラクゼーション業 (手技を用いるもの)	①	手技によるボディケア
	②	手技によるフットケア
	③	手技によるハンドケア

◆ 保険を扱っている場合

- 扱っている保険の種類(生命保険、火災保険など)が分かるように記入してください。
- 代理店の場合は、その旨を記入してください。

保険会社	①	生命保険
	②	自動車保険
	③	
保険代理店	①	損害保険
	②	火災保険
	③	

◆ 宗教法人の場合

- 仏教系、神道系、キリスト教系などの種類が分かるように記入してください。

宗教法人(仏教系)	①	
	②	
	③	

◆ 福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障がい者福祉のいずれかが分かるように記入してください。
- なお、老人福祉の場合は、施設の種類が分かるように記入してください。
- 1箇所、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類が分かるように記入してください(同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます。)

老人デイサービスセンター	①	デイサービス
	②	訪問介護
	③	
介護老人保健施設	①	療養
	②	リハビリ
	③	
ケアホーム (障がい者)	①	介護
	②	
	③	
高齢者複合福祉施設	①	特別養護老人ホーム
	②	認知症老人 グループホーム
	③	老人デイサービス

◆ 設計業を行っている場合

- 建物の設計か、機械の設計かの区別が分かるように記入してください。

建設設計監理業	①	設計監理
	②	
	③	

◆ 学校、塾などの場合

- 洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか否かの区別が分かるように記入してください。

外国語学校 (専修学校)	①	英語
	②	フランス語
	③	スペイン語

◆ 研究所の場合

- どのような内容の研究を行っているかが分かるように記入してください。
- 製品(商品)の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

〇〇研究所	①	経済学
	②	社会学
	③	

◆ 墓石の小売を行っている場合

- 墓石の製造を行うのか、小売を行うのかが分かるように記入してください。

墓石の小売と据付	①	墓石の小売
	②	墓石の据付
	③	

◆ 広告制作のみを行っている場合

- どのような広告を制作しているかが分かるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

新聞広告制作業	①	新聞
	②	雑誌
	③	

◆ 広告業を場合

- 広告を行う事業所は、広告業又は広告代理業と記入してください。

広告業	①	テレビ広告
	②	新聞広告
	③	雑誌広告

◆ パチンコ景品交換所の場合

- パチンコ景品交換所の場合は、「パチンコ景品交換所」と記入してください。
- 景品の種類を(2)に記入してください。

パチンコ景品交換所	①	金地金
	②	
	③	

【14】企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）第2面（産業個別項目）

第2面に記入する調査項目について

◆貴社が主として行っている事業により、記入する項目が異なります。

事業	「電気、ガス、熱供給、水道業」 「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」 「運輸業、郵便業」	「建設業」	「金融業」 「保険業」	「学校教育」
調査項目	15 主な事業収入の内訳	15 主な事業収入の内訳 16 業態別工事種類 17 建設業許可番号	18 金融業、保険業の事業種類	19 学校等種類別収入内訳

15 主な事業収入の内訳

- ◆この項目は、「建設業」、「電気、ガス、熱供給、水道業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」を主に営んでいる企業が記入してください。
「金融業」、「保険業」、「学校教育」の企業は記入する必要はありません。
- ◆調査票第1面の7欄「(カ)建設業、サービス関連産業A」に記入した売上高について、P24~27の分類表から、売上高の上位10位までのものについて、その「分類番号」、「事業内容」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- ◆金額での記入ができない場合は、第1面の6欄「企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」の中の「①売上(収入)金額」を100(%)として、その占める割合を記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

16 業態別工事種類

- ◆業態別工事種類の中から、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に1つだけ記入してください。
- ◆業態別工事種類については、P28~29の【許可業種、建設工事の種類、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】を参考に、該当するものを選択してください。

17 建設業許可番号

◆大臣・知事コードについては、以下のコード表を参照してください。

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事
01	北海道知事	17	石川県知事	33	岡山県知事
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」を主に営んでいる企業は、15欄のみ記入してください。

「建設業」を主に営んでいる企業は、15~17欄のみ記入してください。

「金融業」、「保険業」を主に営んでいる企業は、18欄のみ記入してください。

「学校教育」を主に営んでいる企業は、19欄のみ記入してください。

15 主な事業収入の内訳

第1面の7欄「(カ)建設業、サービス関連産業A」について、その内訳を「調査票の記入のしめだ」に掲載の分類表の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額					又は割合(%)			
			十	千	百	十	百				
第1位	604	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)				7	5	0	0	0	0.000
第2位											
第3位											
第4位											
第5位											
第6位											
第7位											
第8位											
第9位											
第10位											

16 業態別工事種類

下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目	2番目
04	

01 土木一式工事	10 機械工事	18 舗装工事	26 架橋工事
02 建築一式工事	11 金属製農機工事	19 しんせつ工事	27 電気通信工事
03 木造建築一式工事	12 電気工事	20 鋼金工事	28 造船工事
04 建築リフォーム工事	13 管工事	21 ガラス工事	29 さく井工事
05 大工事	14 カイル・せんが・ブロック工事	22 塗装工事	30 建築工事
06 左官工事	15 舗装工事	23 防水工事	31 水道施設工事
07 土工・土工・コンクリート工事	16 鋼骨構造工事	24 内装仕上工事	32 消防施設工事
08 はつり・解体工事	17 架設工事	25 機械器具設置工事	33 潤滑施設工事
09 石工事			

17 建設業許可番号

建設業許可番号の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

1 建設業許可番号がある → 大臣・知事コード **13** (調査票の記入のしめだ) に掲載のコード表から選択して記入してください
建設業許可番号 **123456** 号 (欄で記入してください)

2 建設業許可番号がない

18 金融業、保険業の事業種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

事業種類	事業内容
1 銀行業(信託銀行を含む)	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
2 中小企業金融機関	信用金庫、信用中央金庫、信用組合、農工中央金庫、労働金庫等
3 農林水産金融機関	農林中央金庫、農林中央信用組合連合会、農林中央信用組合(金融業を業務で行う場合)等
4 消費者向け貸付金庫	
5 事業者向け貸付金庫	中央銀行連帯、日本貸付金庫等
6 質屋	
7 クレジットカード業、クレジット金融	クレジットカード会社、質屋金融等
8 その他の非貸付金融機関	中小企業連帯信用機構、住宅金融機関、証券金融機関、ファクタリング業者等
9 金融機関引当(第一種金融機関引当)	第一種金融機関引当(証券会社、証券取引業者、金融機関等)
10 金融機関引当(第二種金融機関引当)	第二種金融機関引当(証券会社、証券取引業者、代理店等、投資運用業者等)
11 商品先物取引業(商品先物)	商品先物取引業、商品先物取引業者、地方公共団体(商品先物取引業者)
12 信託業(信託銀行を除く)	信託業、信託銀行を除く
13 信託業(信託銀行を除く)	運用信託会社、管理信託会社等
14 金融代理業	金融商品付小売業、信託的代理店、銀行代理店等
15 生命保険業(生命保険代理店を除く)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険株式会社、外国生命保険会社等
16 損害保険業(損害保険代理店を除く)	損害保険株式会社、損害保険代理店、外国損害保険会社等
17 共済事業・少額短期保険業	農林中央信用組合連合会
18 保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済組合代理店、少額短期保険代理店
19 保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害実地査定所等

19 学校等種類別収入内訳

第1面の7欄「(ク)学校教育」の収入について、その学校等種類別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の7欄「(ク)学校教育」の収入に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

学校等種類	売上(収入)金額					又は割合(%)
	十	千	百	十	百	
1 幼稚園						0.000
2 小学校						0.000
3 中学校						0.000
4 特別支援学校						0.000
5 高等学校						0.000
6 中等教育学校						0.000
7 専修学校						0.000
8 職業学校						0.000
9 高等専門学校						0.000
10 大学						0.000
11 短期大学						0.000
12 学校教育支援機関						0.000

・「12 学校教育支援機関」とは、高等学校の附設、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいいます。

分類表

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
③ 建設事業	601	土木工事(元請工事)	いわゆる土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	602	土木工事(下請工事)	
	603	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・新築)	居住を主たる目的とする建築物(複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの)に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	604	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)	
	605	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・新築)	
	606	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・リフォーム)	
	607	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事)	居住以外(鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的の全てを含む)を主たる目的とする建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する整地等の工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	608	非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)	
	609	機械設備工事(元請工事)	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます(建築設備を除く)。
	610	機械設備工事(下請工事)	
④ 電気、ガス、熱供給、水道事業	701	電気事業	一般の需要に応じ電気を供給する事業又はその電気を供給する事業者に電気を供給する事業収入
	702	ガス事業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業、一定数量以上の需要に応じて導管によりガスの供給を行う事業及び自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業収入
	703	熱供給事業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気、温水を導管に供給する事業収入
	704	上水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、人の飲用に適する水を供給する事業収入
	705	工業用水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、工業用に供する水を供給する事業収入
	706	下水道事業	下水処理施設、下水ポンプ施設の運転、保守、点検などの事業又は排水管、排水渠などの排水設備の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業収入
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	801	固定電気通信(音声)	固定系による音声伝送サービス収入
	802	固定電気通信(データ)	固定系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	803	固定電気通信(その他)	専用回線の役務の提供事業又は電報によるメッセージ伝送サービス収入
	804	移動電気通信(音声)	携帯系による音声伝送サービス収入
	805	移動電気通信(データ)	携帯系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	806	電気通信に付帯するサービス	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業収入

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示	
⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	807	テレビジョン(有線放送、衛星放送を除く)	広告料収入又は有料放送収入により行う地上波テレビ放送事業収入	
	808	ラジオ放送(有線放送、衛星放送を除く)	広告料収入又は有料放送収入により行う地上波ラジオ放送事業収入	
	809	衛星放送	放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業収入	
	810	有線放送	有線テレビ・ラジオ放送、CATV、ケーブルテレビ、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業収入	
	811	その他の放送		
	812	映像・ビデオ制作(アニメーションを除く)	映画の制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)制作・発売収入、ビデオ(DVDを含む)著作権収入、テレビ放映権収入、商品化権収入、リメイク権収入、受託制作収入、テレビ映画制作収入等	
	813	テレビ番組制作(アニメーションを除く)	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む)制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)著作権収入、受託制作収入等	
	814	アニメーション制作	テレビ放送用アニメ番組制作収入、アニメーション制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)著作権収入、受託制作収入、キャラクター使用权、ビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入等	
	815	映画・ビデオ・テレビ番組配給	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の配給事業収入	
	816	レコード制作	レコードの企画・制作収入、著作権使用料収入、著作権隣接権収入等	
	817	ラジオ番組制作	ラジオ番組制作収入、タイムスポット制作収入、受託制作収入等	
	818	新聞販売	新聞販売収入(販売店に対する正規の手数料等を控除した収入)	
	819	新聞広告	新聞広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーペーパー広告料収入等	
	820	その他の新聞業	ネット配信による収入、グルッピング業者への提供による収入	
	821	出版(書籍・雑誌)販売	書籍販売収入、雑誌販売収入(電子メディアによる収入も含む)	
	822	出版広告料	雑誌本体広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーマガジン広告料収入等	
	823	その他の出版業	書籍・雑誌などから得るロイヤリティ	
	824	広告制作	印刷物に係る広告の企画、制作収入	
	825	ニュース供給	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等	
	826	その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ(マルチトラックレコーダー等の録音設備を有するもの又はテレビ番組等の撮影設備を有するもの)収入、音楽スタジオ収入、撮影スタジオ収入、プリプロダクション収入、ポストプロダクション収入等	
	⑥運輸、郵便事業	901	普通鉄道業	
		902	軌道業	路面電車
903		地下鉄道業		

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑥運輸、郵便事業	904	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	
	905	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	新交通システム
	906	鋼索鉄道業	ケーブルカー
	907	索道業	ロープウェイ、リフト
	908	その他の鉄道業	無軌条電車(トrolleyバス)
	909	一般乗合旅客自動車運送業	乗合バスなど
	910	一般乗用旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業(乗車定員10人以下) ハイヤー、タクシー、福祉タクシーなど
	911	一般貸切旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業(乗車定員11人以上) 貸切バスなど
	912	特定旅客自動車運送業	特定の旅客に対する運送事業
	913	その他の道路旅客運送業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送など
	914	一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)	自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	915	特別積合せ貨物運送業	集貨された貨物の仕分けを行い、積合せて他の事業場に運送し、配送に必要な仕分けを行うもので、これらの事業場間の貨物運送を定期的に行う事業
	916	特定貨物自動車運送業	特定の荷主との契約に基づく、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	917	貨物軽自動車運送業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送
	918	集配利用運送業	第二種利用運送業
	919	その他の道路貨物運送業	自転車貨物運送業
	920	外航旅客海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における旅客運送
	921	外航貨物海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における貨物運送
	922	沿海旅客海運業	日本沿岸諸港間(港湾内を除く)の旅客運送
	923	沿海貨物海運業	日本沿岸諸港間の貨物運送
	924	港湾旅客海運業	港湾内での旅客運送
	925	河川水運業	河川での旅客、貨物運送
	926	湖沼水運業	湖沼での旅客、貨物運送

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
◎運輸、郵便事業	927	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)	運航業者への船舶(内航船舶を除く)の貸渡し事業
	928	内航船舶貸渡業	運航業者への内航船舶の貸渡し事業
	929	国際航空旅客運送業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業
	930	国際航空貨物運送業	
	931	国内航空旅客運送業	
	932	国内航空貨物運送業	
	933	航空機使用業(航空運送業を除く)	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業
	934	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど)
	935	冷蔵倉庫業	
	936	港湾運送業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など
	937	利用運送業(集配利用運送業を除く)	第一種利用運送業
	938	運送取次業	
	939	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業
	940	こん包業(組立こん包業を除く)	運送のための物品の荷造り、梱包事業
	941	組立こん包業	
	942	鉄道施設提供業(第三種鉄道事業)	
	943	道路運送固定施設業	有料道路、有料橋事業など
	944	自動車ターミナル業	バスターミナル事業、トラックターミナル事業
	945	貨物荷扱固定施設業	貨物の荷扱いのための荷扱場、荷役棧橋設備の提供事業
	946	棧橋泊きよ業	ふ頭業
947	飛行場業		
948	海運仲立業	船舶による貨物の運送、船舶の貸渡し、売買、運航の委託のあっせん	
949	その他の運輸に附帯するサービス業	検数業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業など	
950	郵便業	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業	

【許可業種、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】

下記の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」の対応を示しています。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示	
土木工事業	01	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築工事業	02	建築一式工事(03を除く)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
	03	木造建築一式工事		木造建築
	04	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	
大工工事業	05	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事業	06	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工工事業	07	とび・土工・コンクリート工事(08を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事	
	08	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事	
石工事業	09	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	
屋根工事業	10	屋根工事(11を除く)	屋根ふき工事	金属製屋根以外
	11	金属製屋根工事		金属製屋根
電気工事業	12	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事業	13	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
タイル・れんが・ブロック工事業	14	タイル・れんが・ブロック工事(15を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿スレート工事	
	15	築炉工事	築炉工事	
鋼構造物工事業	16	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
鉄筋工事業	17	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
ほ装工事業	18	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	
しゅんせつ工事業	19	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
板金工事業	20	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	
ガラス工事業	21	ガラス工事	ガラス加工取付け工事	
塗装工事業	22	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
防水工事業	23	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
内装仕上工事業	24	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示
機械器具設置工事業	25	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	26	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事業	27	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事
造園工事業	28	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事業	29	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	30	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	31	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	32	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	33	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

【20】【21】企業調査票 第1面 (共通項目)

1 名称及び電話番号

- ◆ 名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。
株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)
有限会社 → (有) 医療法人 → (医)
合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)
合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)
合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)
学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)
公益、一般、特例財団法人 → (財)
公益、一般、特例社団法人 → (社)

- ◆ 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- ◆ 正式名称に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

2 所在地

- ◆ 本所・本社・本店等で固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ◆ 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
- ◆ 本所・本社・本店等がビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階数(マンションの場合は、号室)**を記入してください。

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	ホテルトケイ		
	正式名称	(有)ホテル統計 (株)ホテルTOKEI		
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●この事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	162-0066	都道府県名	東京都
	市区町村名	新宿区		
3 経営組織 ●該当する番号を○で囲んでください。 ●会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等	1	2	3	4
	個人経営	株式会社 有限会社	合名会社 合資会社	合同会社
4 海外支所等の数及び海外支所等の常用雇用者数 ●工場、営業所など従業員がいる倉庫、管理棟のある業なども含めます。	(1) 海外の支所・支社・支店数		事業所	
	(2) 海外の支所・支社・支店の常用雇用者数		人	
5 企業全体の主な事業の内容 ●「調査票の記入のしかた」31ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	(1) 主な事業の内容		(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目	
	ホテル		① 宿泊収入 ② 会議室の賃貸収入 ③ 直営レストランの飲食提供収入	

3 経営組織

- ◆ 個人が共同で事業を行っている場合も「個人経営」になります。

4 海外支所等の数及び海外支所等の常用雇用者数

- (1) 海外の支所・支社・支店数
 - 平成26年11月1日現在で海外(外国)にある支所・支社・支店などの事業所数を記入します。
 - 支所等には、支所・支社・支店だけでなく海外駐在員事務所なども該当します。ただし、海外の建築現場や建設業における現場事務所は支所には含まれません。詳しくは、P2の「事業所とは」をお読みください。
- (2) 海外の支所・支社・支店の常用雇用者数
 - 海外に支所等がある場合は、平成26年11月1日現在でその海外の支所等に所属している常用雇用者数を記入します。
 - ＜＜常用雇用者とは＞＞
 - 期間を定めずに雇用している人
 - 1か月を超える期間を定めて雇用している人
 - 平成26年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用している人
 のいずれかに該当する人をいいます。

記入上の注意

- ✓ 通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

5 企業全体の主な事業の内容

※【20】調査票のみ該当

- ◆ 「(1)主な事業の内容」の記入に当たっては、P44~47の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
 - 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
 - 企業全体の主な事業の内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、**実際に行っている主な事業**について記入してください。
 - 複数の事業を行っている場合は、平成25年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
 - 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。
 - 建設事業を行っている場合は、建築物の種類、工事の内容、工事全体の請負か一部の請負かがわかるように記入してください。
- ◆ 「(2)生産品、取扱い商品又は営業種目」には、「(1)主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱い商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目記入してください。

【20】【21】 企業調査票 第1面 (共通項目) (つづき1)

【青色申告決算書 (一般用)】

6 企業全体の売上 (収入) 金額、費用総額及び費用内訳		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
① 売上 (収入) 金額								5	5	0	0	0
② 費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費)								5	4	6	1	0
③ うち売上原価								3	3	6	4	5
④ 給与総額								1	8	6	3	0
⑤ 福利厚生費 (退職金を含む)										3	3	5
⑥ 不動産・不動産賃借料											1	5
⑦ 減価償却費											9	5
⑧ 租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)											1	5
⑨ 外注費											2	5
⑩ 支払利息等											3	0

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

6 企業全体の売上 (収入) 金額、費用総額及び費用内訳 「個人経営」

- ◆ 平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。※平成25年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間(12か月)について記入してください。
- ◆ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ◆ 「3経営組織」が「個人経営」の場合は上記①、②、④、⑥、⑦、⑧のみ記入してください。
- ◆ 「個人経営」の場合は、「確定申告」を参考にして記入することができます。各項目と「確定申告(青色申告決算書及び収支内訳書)」との対応は、下表の科目番号を参照してください。

項目	青色申告決算書			収支内訳書	
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)
①売上(収入)金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤
②費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費)	科目⑥+科目⑩	科目⑫	科目⑮	科目⑨+科目⑮	科目⑫
費用の内訳(特掲)	④給与総額	科目⑮	科目⑮	科目⑮	科目⑮
	⑥不動産・不動産賃借料	科目⑮	科目⑮	科目⑮	科目⑮
	⑦減価償却費	科目⑮	科目⑮	科目⑮	科目⑮
	⑧租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)	科目⑮		科目⑮	科目⑮

- ◆ 税務情報につきましては、「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」により本人及び税理士等代理人以外は活用できない制度となっておりますので本調査での回答をお願いいたします。 ※「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。

申告書 閲覧サービス

検索



平成 〇〇 年分所得税青色申告決算書 (一般用) FA0203

住所: _____ 氏名: _____ 事務所所在地: _____
 事業所所在地: _____ 電話番号(事務所): _____ 氏名(名称): _____
 業種名: _____ 屋号: _____ 加入団体名: _____ 電話番号: _____

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 損益計算書 (自 〇〇 月 〇 日 至 〇〇 月 〇 日)

提出用 (平成二十五年分以降適用)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑮		貸倒引当金 ⑳	
	期首商品(製品) ②		減価償却費 ⑯		計 ㉑	
	仕入金額(買掛) ③		福利厚生費 ⑰		専従者給与 ㉒	
	小計(②+③) ④		給料賃金 ⑱		貸倒引当金 ㉓	
	期末商品(製品) ⑤		外注工賃 ㉔		計 ㉕	
	差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ㉖		青色申告特別控除の所得金額(⑨+⑩-㉕)	
	差引金額(①-⑥) ⑦		地代家賃 ㉗		青色申告特別控除額	
	租税公課 ⑧		貸倒金 ㉘		所得金額(⑦-㉕)	
	荷造運賃 ⑨		計 ㉙			
	水道光熱費 ⑩					
	旅費交通費 ⑪					
	通信費 ⑫					
	広告宣伝費 ⑬					
	接待交際費 ⑭					
	損害保険料 ⑰					
	修繕費 ⑱					
	差引金額(⑦-⑱)					

【収支内訳書 (一般用)】

平成 〇〇 年分収支内訳書 (一般用) FA0303

住所: _____ 氏名: _____ 事務所所在地: _____
 事業所所在地: _____ 電話番号(事務所): _____ 氏名(名称): _____
 業種名: _____ 屋号: _____ 加入団体名: _____ 電話番号: _____

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 (自 〇〇 月 〇 日 至 〇〇 月 〇 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用 (平成二十五年分以降適用)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
	①売上(収入)金額	0.000	①売上(収入)金額	0.000		
	②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	0.000	②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	0.000		
	③うち売上原価	0.000	③うち売上原価	0.000		
	④給与総額	0.000	④給与総額	0.000		
	⑤福利厚生費(退職金を含む)	0.000	⑤福利厚生費(退職金を含む)	0.000		
	⑥不動産・不動産賃借料	0.000	⑥不動産・不動産賃借料	0.000		
	⑦減価償却費	0.000	⑦減価償却費	0.000		
	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	0.000	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	0.000		
	⑨外注費	0.000	⑨外注費	0.000		
	⑩支払利息等	0.000	⑩支払利息等	0.000		

延べ従事月数: _____

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳
 支払先の住所・氏名 本年中の報酬等の金額 左のうちの必要経費算入額 所有税及び報酬特別所得等の繰上納付額
 _____ 円 _____ 円 _____ 円

○事業専従者の氏名等
 氏名(年齢) 続柄 従事月数
 _____ (歳) _____ 月
 _____ (歳) _____ 月
 _____ (歳) _____ 月
 _____ (歳) _____ 月
 延べ従事月数: _____

【税務署整理欄】

【20】【21】 企業調査票 第1面 (共通項目) (つづき2)

6 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
① 売上(収入)金額						4	0	0	5	0	0
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)						3	6	8	4	6	5
③ うち売上原価											
④ 給与総額						1	3	4	0	4	5
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)								2	6	4	5
⑥ 動産・不動産賃借料									1	2	5
⑦ 減価償却費								1	1	7	0
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)									1	2	5
⑨ 外注費									1	4	5
⑩ 支払利息等									2	1	0

●平成25年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入)

●「3 経営組織」欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑩の6項目のみ記入してください。

●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 ・「②費用総額」：経常費用を記入
 ・「③うち売上原価」：記入不要
 ・「費用の内訳(特掲)」：各欄に記入

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

6 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳「個人経営以外」
 ※【21】調査票は項目「5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳」

- ◆ 平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。※平成25年から1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間(12か月)について記入してください。
- ◆ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ◆ この項目は、「損益計算書」を基に記入いただきますが、会社以外の法人は、「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などを基に記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。各項目の内容は、右表を参照してください。

項目	会社(金融業、保険業を除く)	会社以外の法人など	金融業・保険業
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> 農業・林業・漁業による事業収入額、鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医業収入額、サービス営業収入(収益)額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含みません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益・事業収益等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合は、その事業収入も含めて記入してください。 ※宗教団体については、喜捨、お布施などは含みません。 	
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用等、事業活動を行うためににかかった費用を記入してください。 	
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。 	
④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 別経営の事業所(企業)に出向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。 役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含みません。 		
⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。 		
⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 端末機を含むコンピュータの賃借料も含みます。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。 		
⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。 		
⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。 		
⑨外注費	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 人材派遣会社への支払いも含みます。 製造原価のうち、外注費も含みます。 		
⑩支払利息等	<ul style="list-style-type: none"> 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※営業外費用に計上する支払利息等が該当します。(「②費用総額」の内数ではありません。) 		<ul style="list-style-type: none"> 「銀行業」及び「協同組織金融業」は記入不要です。

※「費用の内訳」の「特掲」とは、費用項目のうち、特別に記載していただきたい費用項目を抜粋して掲載しているものです。したがって、「④給与総額」から「⑩支払利息等」までの合計は、必ずしも「②費用総額」と一致しません。

【20】【21】企業調査票 第1面（共通項目）（つづき3）

7 企業全体の事業別売上（収入）金額	事業別内訳	売上（収入）金額							又は割合（%）		
		十兆	兆	千億	百億	十億	千円	百円		十円	円
<p>●記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」36～41ページを参照してください。</p> <p>●6欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）</p> <p>●金額で記入できない場合は、6欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）</p> <p>●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。</p>	(ア) 農業、林業、漁業の収入									金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										
	(ウ) 製造品の売上金額										
	(エ) 商業	① 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									
		② 小売の商品販売額						5000			
	(オ) 建設業、サービス関連産業A	③ 建設事業の収入（完成工事高）									
		④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									
		⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入									
		⑥ 運輸、郵便事業の収入									
		⑦ 金融、保険事業の収入									
		⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入									
		⑨ 情報サービス、インターネット関連サービス事業の収入									
		⑩ 不動産事業の収入						15000			
	(カ) サービス関連産業B	⑪ 物品賃貸事業の収入						2500			
		⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									
		⑬ 宿泊事業の収入						17500			
		⑭ 飲食サービス事業の収入						10000			
		⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入						5000			
		⑯ 社会教育、学習支援事業の収入									
		⑰ 上記以外のサービス事業の収入									
(キ) 学校教育事業の収入											
(ク) 医療、福祉事業の収入											
合計							6欄①の売上（収入）金額		100		

7 企業全体の事業別売上（収入）金額

※【21】調査票は項目「6 企業全体の事業別売上（収入）金額」

◆ 以下の例示を参考に、「6欄【21】調査票は「5」欄企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳」の中の「①売上（収入）金額」に記入した金額の内訳を記入してください（万円単位未満四捨五入）。

- ※ 当該項目に該当する場合は○、他の項目に該当する場合は×としています。
- ※ 事業所調査票においては、「(ウ)製造品の売上金額」を「(ウ)製造品の出荷額・加工賃収入額」に読替えてください。
- ※ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

(ア)農業、林業、漁業の収入

動植物を飼育、栽培する事業、材木の育成、林産物の採取、水産動植物の採取・採補を行う事業

- 農畜産物の生産（もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む）
- 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園作り、花壇の手入れ等）
- 林産物の生産（立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産）
- 林業に直接関係するサービス業務（造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕等）
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務（網の設置、養殖場での餌まき業務の受託）
- 畜産業でのきゅう肥による収入（堆きゅう肥加工を行っていない場合）
- × 有機質肥料の製造 → 「(ウ)製造品の売上金額」
- × 購入した農作物又は水産物を製造加工 → 「(ウ)製造品の売上金額」
- × 生産した農畜産物、水産物を、専用の製造用作業場で専従の従業者が加工・出荷 → 「(ウ)製造品の売上金額」

(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	
	<p>鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採石現場での破碎・粉碎 × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 → 「(ウ) 製造品の売上金額」 × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」 × 採掘された岩石の破碎・粉碎を採石現場以外で行った場合 → 「(ウ) 製造品の売上金額」
(ウ) 製造品の売上金額	
	<p>製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造した製品の他の企業への出荷額 ○ 他の企業に原材料を支給し、製造させた委託生産品の出荷額 ○ 他の企業から原材料の支給を受け、加工した収入（加工賃収入） ○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入（製造する設備・能力を有する場合） ○ 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入 × 機械等の据付工事（製造品に含まれない場合） → 「(オ) ③建設事業の収入」 × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 → 「(エ) ①卸売の商品販売額」 × 仕入商品を加工せず一般消費者に直接販売した場合の販売額 → 「(エ) ②小売の商品販売額」 × 製造した商品（菓子、パン、建具、畳など）をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 → 「(エ) ②小売の商品販売額」
(エ) 商業	
①卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)	
	<p>購入した商品を別の業者に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ○ 他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として、卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料 ○ パチンコ景品交換所が、卸売事業者等に特殊景品を販売した場合の販売額
②小売の商品販売額	
	<p>商品を個人や家庭に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭消費者に販売した場合の販売額 ○ 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人又は家庭用消費のためにその場で直接販売する場合 × 修理工料 → 「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」 × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 → 「(エ) ①卸売の商品販売額」 × 自ら製造したものをインターネット等を用いた店舗によらない販売額 → 「(ウ) 製造品の売上金額」
(オ) 建設業、サービス関連産業A	
③建設事業の収入(完成工事高)	
	<p>建設工事を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、電気通信工事、管工事など） ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 ○ 製造品の出荷に附帯する据付工事（据付工事費が製造品と分離できる場合） × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 → 「(カ) ⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング事業 → 「(カ) ⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 → 「(カ) ⑩不動産事業の収入」

7 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき）

※【21】調査票は項目「6 企業全体の事業別売上（収入）金額」

<p>④電気、ガス、熱供給、水道事業の収入</p>	<p>各資源エネルギーの供給などを行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力事業の収入（電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益） ○ 自家発電の電力販売 ○ ガス事業の収入（ガス売上、託送供給収益） ○ 地域冷暖房事業 ○ 下水道処理施設維持管理業 × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 → 「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」 × 電気工事、給排水設備工事 → 「(オ) ③建設事業の収入」 × かんがい用水供給 → 「(ア) 農業、林業、漁業の収入」
<p>⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入</p>	<p>情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など） ○ 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など） ○ 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など） ○ 映画、テレビ番組などの制作、配給 ○ 新聞、書籍の発行 ○ 広告制作（印刷物にかかる広告制作） ○ ニュース供給（通信社のニュース供給など） × 広告代理業 → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 新聞、書籍等の印刷業務 → 「(ウ) 製造品の売上金額」 × デザイン、コピーライター → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 携帯電話の販売代金 → 「(エ) ①卸売の商品販売額」又は「②小売の商品販売額」 × 情報を記録したディスク等の複製・製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」
<p>⑥運輸、郵便事業の収入</p>	<p>旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○ 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫） ○ 運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など） ○ 運輸施設の利用収入 × 運転代行サービス → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
<p>⑦金融、保険事業の収入</p>	<p>資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○ 金融商品取引業、商品先物取引業 ○ 補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など） ○ 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）
<p>⑧政治・経済・文化団体、宗教団体の事業活動収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体 ○ 神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教などの事業収入 ○ 協同組合の賦課金 × 観光協会 → 「(オ) ⑥運輸・郵便事業の収入」

(カ)サービス関連産業B

⑨情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入

情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業

- ソフトウェア事業（受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など）
- 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など）
- 各種調査（市場調査、世論調査など）
- 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など）
- ポータルサイト・サーバ運營業務（インターネット・ショッピングサイト運營業務を含む）
- ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）
- インターネット利用サポート業務（電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど）
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」
- × インターネット広告業 → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

⑩不動産事業の収入

土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業

- 不動産売買（自己建設によるものを除く）
- 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の賃貸 → 「(カ) ⑯社会教育、学習支援事業の収入」
- × 集会場の賃貸 → 「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 → 「(カ) ⑬宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 → 「(オ) ⑥運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 → 「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」

⑪物品賃貸事業の収入

物品を賃貸する事業

- リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょうなど）
- × 映画配給事業 → 「(オ) ⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」
- × リネンサプライ事業（シーツ、ベッドカバーなど） → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入

学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など）
- 広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供）
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社による子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など）
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合））
- × 広告制作業（印刷物） → 「(オ) ⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 → 「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

7 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき2）

※【21】調査票は項目「6 企業全体の事業別売上（収入）金額」

⑬宿泊事業の収入	
<p>宿泊場所を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ※ 宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。 ○ リゾートクラブ事業 × 社会福祉施設が行う宿泊事業 → 「(ク) 医療、福祉事業の収入」 × 貸家業、貸間業 → 「(カ) ⑩不動産事業の収入」 	
⑭飲食サービス事業の収入	
<p>客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス ○ 注文に応じて調理した料理品の販売（持ち帰りすし、持ち帰り弁当、ハンバーガーなど） ○ 配達飲食サービス（宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど） × あらかじめ調理した「料理品」の販売 → 「(エ) ②小売の商品販売額」 	
⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入	
<p>個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洗濯・美容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む） ○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など ○ 衣服修理業（個人持ちの材料の縫製） ○ 食品貸加工業（個人持ちの材料の加工） ○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業 ○ 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業（入園料、使用料など） ○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など ○ DPEの取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料 × 各種学校、専修学校に該当する理容学校、美容学校 → 「(キ) 学校教育事業の収入」 × スポーツ・健康教授業 → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 	
⑯社会教育、学習支援事業の収入	
<p>社会教育や教養・技能などを教授する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育事業（公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など）、職業教育事業 ○ 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など） × 専修学校、各種学校 → 「(キ) 学校教育事業の収入」 × テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど） → 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 	
⑰上記以外のサービス事業の収入	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など） ○ 自動車整備事業 ○ 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理など） ○ 職業紹介・労働者派遣事業 ○ 建物サービス事業、警備事業 ○ 事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布、速記・複写、集金事業など） ○ 集会場 × プラントメンテナンス → 「(カ) ⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 	
(キ)学校教育事業の収入	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校などの教育事業 × 他の分類（「附属病院（医療）」、「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業 	

(ク)医療、福祉事業の収入

医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス（歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど）
- 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など）
- 社会保険事業（公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など）
- 児童福祉事業（保育所、児童養護施設など）
- 介護事業（老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など）
- 障害者福祉事業
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 → 「(エ) ②小売の商品販売額」
- × 建物の消毒及び害虫駆除 → 「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 → 「(ア) 農業、林業、漁業の収入」
- × 獣医業 → 「(カ) ⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析（環境計量証明） → 「(カ) ⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 → 「(ウ) 製造品の売上金額」

【20】【21】 企業調査票 第1面 (共通項目) (つづき4)

8 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。	① 一般消費者と行った → <input type="checkbox"/> 5 % ② 他の企業と行った ③ 行わなかった	・8欄「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
9 設備投資の有無及び取得額 ●平成25年1月から12月までの1年間に 行った設備投資の金額について、 該当する番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。	① 設備投資を行った → ② 設備投資を行わなかった	・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) 有形固定資産(土地を除く) 500 無形固定資産(ソフトウェアのみ) 250
10 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を 記入してください(リースで借りて いる車両も含みます)。	(1) 貨物自動車 ※ 人員輸送のみの使用は除きます。 (2) 乗用自動車	(3) バス
11 土地、建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲んで ください。	土地 ① 有る 2 ない 建物 ① 有る 2 ない	・借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。
12 商品売上原価 ●7欄において、「(工) 商業」に記 入した法人のみ記入してください。	10月 5 1千 1百 10千 100千 1千 1万 10万 100万 1千 1万 10万 100万	・平成25年1月から12月までの商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入原価)を記入してください。商品売上原価は、年初在庫額+当年仕入額-年末在庫額により計算してください。(万円未満四捨五入)
13 資本金等の額及び外国資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。	10月 5 1千 1百 10千 100千 1千 1万 10万 100万 1千 1万 10万 100万
14 決算月	2月 ()月	・本決算月を記入してください。 ・年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

9 設備投資の有無及び取得額 ※【21】調査票は項目「8 設備投資の有無及び取得額」

- ◆ 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成25年1月から12月までに土地を除く有形固定資産として新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含みません。
- ◆ 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成25年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産として新規に計上した額を記入してください。
- ◆ 固定資産に計上したリース物件のうち、平成25年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- ◆ 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

10 自家用自動車の保有台数 ※【21】調査票は項目「9 自家用自動車の保有台数」

- ◆ 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみで使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。
- 【自動車の種類】
貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- ◆ リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

8 電子商取引の有無及び割合 ※【21】調査票は項目「7 電子商取引の有無及び割合」

- ◆ 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- ◆ 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

対象となる商取引の例

- 物品の例：
○インターネット・ショッピング・サイトなどに店舗し、商品を販売する場合
○自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合
- サービスの例：
○旅行・宿泊などの予約 ○ 航空機・電車・バスなどの座席予約 ○ イベントなどのチケット予約
○自動車損害保険などの販売 ○ オンラインバンキング
○コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、オンラインバンキングの手数料など)です。
- デジタルコンテンツの例：
○映像(動画像)、音楽などの販売 ○ 電子書籍などの販売
○ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

対象とならない商取引の例

- ×受発注行為の準備行為に関連する見積り、購入前調査
 - ・見積り請求、資料請求又はカタログ請求
- ×通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
 - ・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
 - ・対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- ×直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
 - ・商品を広告するためのホームページの開設
 - ・「買い物かご」による購入や予約ができない場合
 - ・他のサイトにリンクしているだけの場合
- ×銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
 - ・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いている自動券売機売上は対象外

11 土地、建物の所有の有無 ※【21】調査票は項目「10 土地、建物の所有の有無」

- ◆ 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含みません。

13 資本金等の額及び外国資本比率 ※【21】調査票は項目「12 資本金等の額及び外国資本比率」

- ◆ 調査日現在(平成26年11月1日)現在で記入してください。
- ◆ 「資本金又は出資金、基金の額」は、「3 経営組織」欄が「会社」の場合のみ記入してください。
- ◆ 「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合を記入してください。外国資本が含まれない場合は、「0.0%」と記入してください。

【20】 調査票「5 企業全体の主な事業の内容」の記入例

◆ 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。
- 純粹持株会社の場合は、「純粹持株会社」と記入してください。

管理事務 (自動車製造)	①	自動車
	②	
	③	
純粹持株会社	①	
	②	
	③	

◆ 飲食サービス業の場合

- 客の注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食品の種類が分かるように、「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン(各種料理)」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。

持ち帰り寿司店 (注文を受けて調理)	①	にぎり
	②	海鮮丼
	③	
ピザの宅配	①	ピザ
	②	パスタ
	③	グラタン
天ぷら料理店	①	天ぷら
	②	刺身
	③	ビール
一般食堂	①	日替わり定食
	②	カレーライス
	③	親子丼

◆ 商品を販売している場合

- 作り置きした弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売(作り置き)」と記入してください。
- 取り扱っている商品名と卸売か小売かの別を記入してください。
- 自ら製造を行わず、下請業者に製造(加工)させて、自社製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- 主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類(コンビニエンスストア、スーパーなど)を付け加えます。
- 商品を製造して小売している場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。
- 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の通信販売(無店舗)」と記入してください。

弁当の小売 (作り置き)	①	唐揚げ弁当
	②	幕の内弁当
	③	生姜焼き弁当
パソコン等の 機械器具の卸売	①	パソコン
	②	コピー機
	③	
各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	①	弁当
	②	飲み物
	③	菓子
婦人服の通信販売 (無店舗)	①	婦人服
	②	婦人靴
	③	

◆ 物品を製造(加工)している場合

- 何を作っているのか(生製品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などが分かるように記入してください。
- 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- 製造販売で、卸売か小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主とする内容かが分かるように記入してください。

革製手袋の製造	①	ゴルフ用
	②	野球用
	③	防寒用
魚肉加工による 練り製品の製造	①	かまぼこ
	②	ちくわ
	③	ソーセージ
電化製品用のプラス チック製品の製造	①	テレビ用キャビネット
	②	電話機器体
	③	電気そじ機器体
電子デバイス製造	①	集積回路
	②	液晶パネル
	③	

◆ 土木・建築・設備工事を行っている場合

- ・ 建築物の種類や工事の内容が分かるように記入してください。
- ・ 工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどが分かるように記入してください。
- ・ 土木工事を行っている場合は、舗装工事がそれ以外の工事かが分かるように記入してください。
- ・ 住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、主とする内容が分かるように記入してください。

木造住宅の建築の一式請負	①	木造住宅
	②	
	③	
道路などの舗装工事の一式請負	①	道路の舗装
	②	駐車場の舗装
	③	
風呂などの住宅設備機器の卸売及び取付工事(卸売が主)	①	風呂
	②	システムキッチン
	③	洗浄機付トイレ
建物の外壁の吹付塗装	①	オフィスビル
	②	マンション
	③	モルタル住宅

◆ 倉庫の場合

- ・ 低温装置を施した倉庫の場合は、その旨を記入してください。
- ・ 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主要な事業の内容と自家用の倉庫であることが分かるように記入してください。

倉庫業	①	低温倉庫
	②	トランクルーム
	③	
△△工場の自家用倉庫(飲料用アルミ缶の製造)	①	清涼飲料水用
	②	ビール用
	③	

◆ 不動産に関する事業を行っている場合

- ・ 不動産の種類(住宅、事務所、店舗、土地など)のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかが分かるように記入してください。
- ・ マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- ・ ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「ビル総合管理」、「建物の清掃・保守」などのように記入してください。

アパート・マンションの賃貸の仲介	①	アパート
	②	マンション
	③	一戸建て住宅
マンションの管理	①	マンション
	②	
	③	
ビル総合管理	①	施設の清掃
	②	空調設備の点検
	③	

◆ 運輸事業の場合

- ・ 運送手段の種類(自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など)と運送する対象(人、物)などが分かるように記入してください。
- ・ 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かが分かるように記入してください。
- ・ 貨物の運送取扱店が分かるように、具体的に記入してください。

乗合バスによる旅客の運送	①	路線バス
	②	定期観光バス
	③	
軽トラックによる貨物宅配便	①	小荷物
	②	引越し
	③	

◆ 物品の修理を行っている場合

- ・ 何を修理しているか分かるように記入してください。
- ・ 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

自動車の整備・小売	①	自動車の整備
	②	自動車の小売
	③	

◆ 協同組合の場合

- ・ 協同組合の種類(農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など)のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- ・ 協同組合の事業所で、単一事業を行っている場合は、その事業(営農センター、協同選果場、ガソリンスタンドなど)を記入してください。
- ・ 信用事業又は共済事業のほかには、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

信用、共済、購買を行う農協	①	信用
	②	共済
	③	購買
農協資材販売	①	肥料
	②	
	③	
金融業務	①	窓口業務
	②	
	③	

◆ 病院、医院などの場合

- ・ 専門の科名と病床数を記入してください。

〇〇診療所(病床数15)	①	内科
	②	小児科
	③	

◆ 労働者（人材）の派遣などを行っている場合

- 労働者派遣が職業紹介か業務請負かが分かるように記入してください。
- なお、業務請負の場合は、請け負っている内容が分かるように記入してください。

労働者派遣	①	事務員
	②	ソフトウェア開発
	③	
職業紹介業	①	営業スタッフ
	②	事務スタッフ
	③	
業務請負業	①	自動車（新車）塗装
	②	携帯電話組立
	③	

◆ 宿泊施設の場合

- 施設の種類が分かるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
- 民宿の場合は、旅館・ホテルか簡易宿泊所かが分かるように記入してください。

ホテル	①	宿泊
	②	結婚式
	③	レストラン

◆ 手技などによる施術を行っている場合

- 主に療術を行う場合は、施術の内容が分かるように記述してください。
- 主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
- 主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」と記入してください。

リフレクソロジー	①	リフレクソロジー
	②	ハンドリフレクソロジー
	③	アロマオイルの小売
エステティック業	①	美顔
	②	痩身
	③	アロマオイル トリートメント
リラクゼーション業 （手技を用いるもの）	①	手技によるボディケア
	②	手技によるフットケア
	③	手技によるハンドケア

◆ 保険を扱っている場合

- 扱っている保険の種類（生命保険、火災保険など）が分かるように記入してください。
- 代理店の場合は、その旨を記入してください。

保険会社	①	生命保険
	②	自動車保険
	③	
保険代理店	①	損害保険
	②	火災保険
	③	

◆ 宗教法人の場合

- 仏教系、神道系、キリスト教系などの種類が分かるように記入してください。

宗教法人 （仏教系）	①	
	②	
	③	

◆ 福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障がい者福祉のいずれかが分かるように記入してください。
- なお、老人福祉の場合は、施設の種類が分かるように記入してください。
- 1箇所で、複数の施設を運営している場合は、主な施設の種類の分かるように記入してください（同じ場所であっても、他者が運営している事業所は除きます。）。

老人デイサービス センター	①	デイサービス
	②	訪問介護
	③	
介護老人保健施設	①	療養
	②	リハビリ
	③	
ケアホーム （障がい者）	①	介護
	②	
	③	
高齢者複合福祉施設	①	特別養護老人ホーム
	②	認知症老人 グループホーム
	③	老人デイサービス

◆ 設計業を行っている場合

- 建物の設計か、機械の設計かの区別が分かるように記入してください。

建築設計監理業	①	設計監理
	②	
	③	

◆ 学校、塾などの場合

- 洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか否かの区別が分かるように記入してください。

外国語学校 （専修学校）	①	英語
	②	フランス語
	③	スペイン語

◆ 研究所の場合

- どのような内容の研究を行っているかが分かるように記入してください。
- 製品(商品)の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

〇〇研究所	①	経済学
	②	社会学
	③	

◆ 墓石の小売を行っている場合

- 墓石の製造を行うのか、小売を行うのかが分かるように記入してください。

墓石の小売と据付	①	墓石の小売
	②	墓石の据付
	③	

◆ 広告制作のみを行っている場合

- どのような広告を制作しているかが分かるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

新聞広告制作業	①	新聞
	②	雑誌
	③	

◆ 広告業を行っている場合

- 広告を行う事業所は、広告業又は広告代理業と記入してください。

広告業	①	テレビ広告
	②	新聞広告
	③	雑誌広告

◆ パチンコ景品交換所の場合

- パチンコ景品交換所の場合は、「パチンコ景品交換所」のように記入してください。
- 景品の種類を(2)に記入してください。

パチンコ景品交換所	①	金地金
	②	
	③	

【21】企業調査票（建設業、サービス関連産業 A）第2面（産業個別項目）

14 主な事業収入の内訳

- ◆ この項目は、「建設業」、「電気、ガス、熱供給、水道業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」を主に営んでいる企業が記入してください。
「金融業」、「保険業」、「政治・経済・文化団体」、「宗教団体」の企業は記入する必要はありません。
- ◆ 調査票第1面の6欄「(オ)建設業、サービス関連産業 A」に記入した売上高について、P50～53 の分類表から、売上高の上位10位までのものについて、その「分類番号」、「事業内容」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- ◆ 金額での記入ができない場合は、第1面の5欄「企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳」の中の「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額を100(%)として、その占める割合を記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

15 業態別工事種類

- ◆ 業態別工事種類の中から、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に1つだけ記入してください。
- ◆ 業態別工事種類については、P54～55 の【許可業種、建設工事の種類、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】を参考に、該当するものを選択してください。

16 建設業許可番号

◆ 大臣・知事コードについては、以下のコード表を参照してください。

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事
01	北海道知事	17	石川県知事	33	岡山県知事
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事

第2面に記入する調査項目について

◆ 貴社が主として行っている事業により、記入する項目が異なります。

事業	「電気、ガス、熱供給、水道業」 「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」 「運輸業、郵便業」	「建設業」	「金融業」 「保険業」	「政治・経済・文化団体」 「宗教団体」
調査項目	14 主な事業収入の内訳	14 主な事業収入の内訳 15 業態別工事種類 16 建設業許可番号	17 金融業、保険業の事業種類	18 政治・経済・文化団体、宗教団体の団体種類

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

「電気、ガス、熱供給、水道業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」を主に営んでいる企業は、14欄のみ記入してください。

「建設業」を主に営んでいる企業は、14～16欄のみ記入してください。

「金融業」、「保険業」を主に営んでいる企業は、17欄のみ記入してください。

「政治・経済・文化団体」、「宗教団体」の企業は、18欄のみ記入してください。

14 主な事業収入の内訳

第1面の6欄「(オ)建設業、サービス関連産業 A」について、その内訳を「調査票の記入のしかた」に掲載の分類表の中から金額の多い順を選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。
(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の5欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。
(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額					又は割合(%)			
			十	千	百	十	千				
第1位	604	住宅建築工事(元請工事・リノベーション)				7	5	0	0	0	
第2位											
第3位											
第4位											
第5位											
第6位											
第7位											
第8位											
第9位											
第10位											

15 業態別工事種類

下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

01 土木一式工事	10 建設工事(11 金属製建設工事を除く)	18 舗装工事	26 機械工事
02 建築一式工事(03 木造建築一式工事を除く)	11 金属製建設工事	19 ショールーム工事	27 電気通信工事
03 木造建築一式工事	12 電気工事	20 防音工事	28 造園工事
04 建築リフォーム工事	13 管工事	21 ガラス工事	29 さく井工事
05 大工工事	14 タイル・タンス・ブロック工事(15 解体工事を除く)	22 塗装工事	30 舗装工事
06 土管工事	15 解体工事	23 防水工事	31 水道施設工事
07 土管・コンクリート工事(08 はつり・解体工事を除く)	16 機械運搬工事	24 内装仕上工事	32 河川施設工事
08 はつり・解体工事	17 鉄筋工事	25 機械器具設置工事	33 清掃施設工事
09 石工事			

16 建設業許可番号

建設業許可番号の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

1 建設業許可番号がある → 大臣・知事コード (調査票の記入のしかた)に掲載のコード表から選択して記入してください)

2 建設業許可番号がない → 建設業許可番号 号 (地番で記入してください)

17 金融業、保険業の事業種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

事業種類	事業内容
01 銀行業(国庫銀行を含む)	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
02 中小企業等金融業	信用金庫、信用中央金庫、信用組合、信託中央金庫、労働金庫等
03 農林水産金融業	農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合(金融業を専業で行う場合)等
04 消費信用金融業	
05 事業信用金融業	手形割引業者、日賦貸金業者
06 貸付	
07 クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
08 その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、貸付金融業者、ファクタリング業者等
09 金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券取扱いに限定)	第一種金融商品取引業者(証券会社、信託会社等)、金融商品取引業者等
10 金融商品取引業(上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
11 商品先物取引業、商品投資業	商品取引業、商品投資顧問業者、海外有価証券先物取引業者等
12 信託業(信託銀行を除く)	信託会社、信託業務所、信託信託協会、信託業務協会、農林中央金庫等
13 信託業(信託銀行を除く)	信託業務協会、信託業務協会等
14 金融代理業	金融商品付小売業者、信託銀行代理店、銀行代理店業者等
15 生命保険業(生命保険代理店を除く)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
16 損害保険業(損害保険代理店を除く)	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
17 共済事業・少額短期保険業	農林中央金庫、共済農業協同組合連合会
18 保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理店、少額短期保険代理店
19 保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等

18 政治・経済・文化団体、宗教団体の団体種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

1 政治団体
2 経済団体
3 労働団体
4 学術団体、文化団体
5 その他の政治・経済・文化団体
6 神道系宗教団体
7 仏教系宗教団体
8 キリスト教系宗教団体
9 その他の宗教団体

分類表

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
③ 建設事業	601	土木工事(元請工事)	いわゆる土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	602	土木工事(下請工事)	
	603	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・新築)	居住を主たる目的とする建築物(複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの)に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	604	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)	
	605	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・新築)	
	606	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・リフォーム)	
	607	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事)	居住以外(鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的の全てを含む)を主たる目的とする建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する整地等の工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	608	非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)	
	609	機械設備工事(元請工事)	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます(建築設備を除く)。
	610	機械設備工事(下請工事)	
④ 電気、ガス、熱供給、水道事業	701	電気事業	一般の需要に応じ電気を供給する事業又はその電気を供給する事業者が電気を供給する事業収入
	702	ガス事業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業、一定数量以上の需要に応じて導管によりガスの供給を行う事業及び自ら維持運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業収入
	703	熱供給事業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気、温水を導管に供給する事業収入
	704	上水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、人の飲用に適する水を供給する事業収入
	705	工業用水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、工業用に供する水を供給する事業収入
	706	下水道事業	下水処理施設、下水ポンプ施設の運転、保守、点検などの事業又は排水管、排水渠などの排水設備の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業収入
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	801	固定電気通信(音声)	固定系による音声伝送サービス収入
	802	固定電気通信(データ)	固定系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	803	固定電気通信(その他)	専用回線の役務の提供事業又は電報によるメッセージ伝送サービス収入
	804	移動電気通信(音声)	携帯系による音声伝送サービス収入
	805	移動電気通信(データ)	携帯系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	806	電気通信に付帯するサービス	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業収入

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	807	テレビジョン(有線放送、衛星放送を除く)	広告料収入又は有料放送収入により行う地上波テレビ放送事業収入
	808	ラジオ放送(有線放送、衛星放送を除く)	広告料収入又は有料放送収入により行う地上波ラジオ放送事業収入
	809	衛星放送	放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業収入
	810	有線放送	有線テレビ・ラジオ放送、CATV、ケーブルテレビ、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業収入
	811	その他の放送	
	812	映像・ビデオ制作(アニメーションを除く)	映画の制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)制作・発売収入、ビデオ(DVDを含む)著作権収入、テレビ放映権収入、商品化権収入、リメイク権収入、受託制作収入、テレビ映画制作収入等
	813	テレビ番組制作(アニメーションを除く)	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む)制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)著作権収入、受託制作収入等
	814	アニメーション制作	テレビ放送用アニメ番組制作収入、アニメーション制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)著作権収入、受託制作収入、キャラクター使用権、ビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入等
	815	映画・ビデオ・テレビ番組配給	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の配給事業収入
	816	レコード制作	レコードの企画・制作収入、著作権使用料収入、著作権隣接権収入等
	817	ラジオ番組制作	ラジオ番組制作収入、タイムスポット制作収入、受託制作収入等
	818	新聞販売	新聞販売収入(販売店に対する正規の手数料等を控除した収入)
	819	新聞広告	新聞広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーペーパー広告料収入等
	820	その他の新聞業	ネット配信による収入、クラブニング業者への提供による収入
	821	出版(書籍・雑誌)販売	書籍販売収入、雑誌販売収入(電子メディアによる収入も含む)
	822	出版広告料	雑誌本体広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーマガジン広告料収入等
	823	その他の出版業	書籍・雑誌などから得るロイヤリティ
	824	広告制作	印刷物に係る広告の企画、制作収入
	825	ニュース供給	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等
	826	その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ(マルチトラックレコーダー等の録音設備を有するもの又はテレビ番組等の撮影設備を有するもの)収入、音楽スタジオ収入、撮影スタジオ収入、プリプロダクション収入、ポストプロダクション収入等
⑥運輸、郵便事業	901	普通鉄道業	
	902	軌道業	路面電車
	903	地下鉄道業	

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑥運輸、郵便事業	904	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	
	905	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	新交通システム
	906	鋼索鉄道業	ケーブルカー
	907	索道業	ロープウェイ、リフト
	908	その他の鉄道業	無軌条電車(トロリーバス)
	909	一般乗合旅客自動車運送業	乗合バスなど
	910	一般乗用旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業(乗車定員10人以下) ハイヤー、タクシー、福祉タクシーなど
	911	一般貸切旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業(乗車定員11人以上) 貸切バスなど
	912	特定旅客自動車運送業	特定の旅客に対する運送事業
	913	その他の道路旅客運送業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送など
	914	一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)	自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	915	特別積合せ貨物運送業	集貨された貨物の仕分けを行い、積合せて他の事業場に運送し、配送に必要な仕分けを行うもので、これらの事業場間の貨物運送を定期的に行う事業
	916	特定貨物自動車運送業	特定の荷主との契約に基づく、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	917	貨物軽自動車運送業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送
	918	集配利用運送業	第二種利用運送業
	919	その他の道路貨物運送業	自転車貨物運送業
	920	外航旅客海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における旅客運送
	921	外航貨物海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における貨物運送
	922	沿海旅客海運業	日本沿岸諸港間(港湾内を除く)の旅客運送
	923	沿海貨物海運業	日本沿岸諸港間の貨物運送
	924	港湾旅客海運業	港湾内での旅客運送
	925	河川水運業	河川での旅客、貨物運送
	926	湖沼水運業	湖沼での旅客、貨物運送

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑥運輸、郵便事業	927	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)	運航業者への船舶(内航船舶を除く)の貸渡し事業
	928	内航船舶貸渡業	運航業者への内航船舶の貸渡し事業
	929	国際航空旅客運送業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業
	930	国際航空貨物運送業	
	931	国内航空旅客運送業	
	932	国内航空貨物運送業	
	933	航空機使用業(航空運送業を除く)	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業
	934	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど)
	935	冷蔵倉庫業	
	936	港湾運送業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など
	937	利用運送業(集配利用運送業を除く)	第一種利用運送業
	938	運送取次業	
	939	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業
	940	こん包業(組立こん包業を除く)	運送のための物品の荷造り、梱包事業
	941	組立こん包業	
	942	鉄道施設提供業(第三種鉄道事業)	
	943	道路運送固定施設業	有料道路、有料橋事業など
	944	自動車ターミナル業	バスターミナル事業、トラックターミナル事業
	945	貨物荷扱固定施設業	貨物の荷扱いのための荷扱場、荷役棧橋設備の提供事業
	946	棧橋泊きよ業	ふ頭業
	947	飛行場業	
	948	海運仲立業	船舶による貨物の運送、船舶の貸渡し、売買、運航の委託のあっせん
	949	その他の運輸に附帯するサービス業	検数業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業など
950	郵便業	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業	

【許可業種、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】

下記の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」の対応を示しています。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示	
土木工事業	01	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築工事業	02	建築一式工事（03を除く）	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
	03	木造建築一式工事		木造建築
	04	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	
大工工事業	05	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事業	06	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工工事業	07	とび・土工・コンクリート工事（08を除く）	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事	
	08	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事	
石工事業	09	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	
屋根工事業	10	屋根工事（11を除く）	屋根ふき工事	金属製屋根以外
	11	金属製屋根工事		金属製屋根
電気工事業	12	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事業	13	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
タイル・れんが・ブロック工事業	14	タイル・れんが・ブロック工事（15を除く）	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事	
	15	築炉工事	築炉工事	
鋼構造物工事業	16	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
鉄筋工事業	17	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
ほ装工事業	18	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	
しゅんせつ工事業	19	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
板金工事業	20	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	
ガラス工事業	21	ガラス工事	ガラス加工取付け工事	
塗装工事業	22	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
防水工事業	23	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
内装仕上工事業	24	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	
機械器具設置工事業	25	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設	

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示
			置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	26	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事業	27	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	28	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事業	29	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	30	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	31	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	32	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	33	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

1 事業所の名称及び電話番号

- ◆ 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の名称に続けて支所・支社・支店等の名称）を記入してください。
例）（株）統計商事 新宿店

法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。

- 株式会社→(株) 宗教法人→(宗)
- 有限会社→(有) 医療法人→(医)
- 合名会社→(名) 社会福祉法人→(福)
- 合資会社→(資) 農業協同組合→(農協)
- 合同会社→(同) 漁業協同組合→(漁協)
- 学校法人→(学) 生活協同組合→(生協)
- 公益、一般、特例財団法人 →(財)
- 公益、一般、特例社団法人 →(社)

- ◆ 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。

- ◆ 正式名称に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

- ◆ 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○事業所構内」（○○は入居先の事業所名）と記入してください。

2 事業所の所在地

- ◆ 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- ◆ この事業所が事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ◆ 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○若松町3丁目2番1号
○若松町3丁目2-1
×若松町3-2-1
- ◆ ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階数**（マンションの場合は、**号室**）を記入してください。
- ◆ 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○事業所構内」（○○は入居先の事業所名）と記入してください。

記入上の注意
✓ 通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

1 事業所の名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	トウキョウシヨウジ シンジユウケン		
	正式名称	(有)統計酒店 (株)統計商事 新宿店		
	通称名	コンビニエンスストア 新宿店		
2 事業所の所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	162-0166	都道府県名	東京都
	市区町村名	新宿区		
	町丁・字・番地・号	若松町19番1号		
3 この場所での事業所の開設時期 ●開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。	1	2	3	4
	昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～平成17年	平成18年以降
開設年	平成	年	開設月	月

3 この場所での事業所の開設時期

- ◆ 開設時期に○囲みの印字がない場合はこの事業所が現在の場所で事業を始めた時期について、該当する番号を○で囲んでください。平成17年以降に開設した場合は、開設年についても記入してください。
- ◆ 平成25年以降に開設した場合は、開設月についても記入してください。
- ◆ 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- ◆ 以下の場合、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
 - ・ 法人が新設(対等)合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ 吸収合併した場合(吸収された法人の事業所の場合)

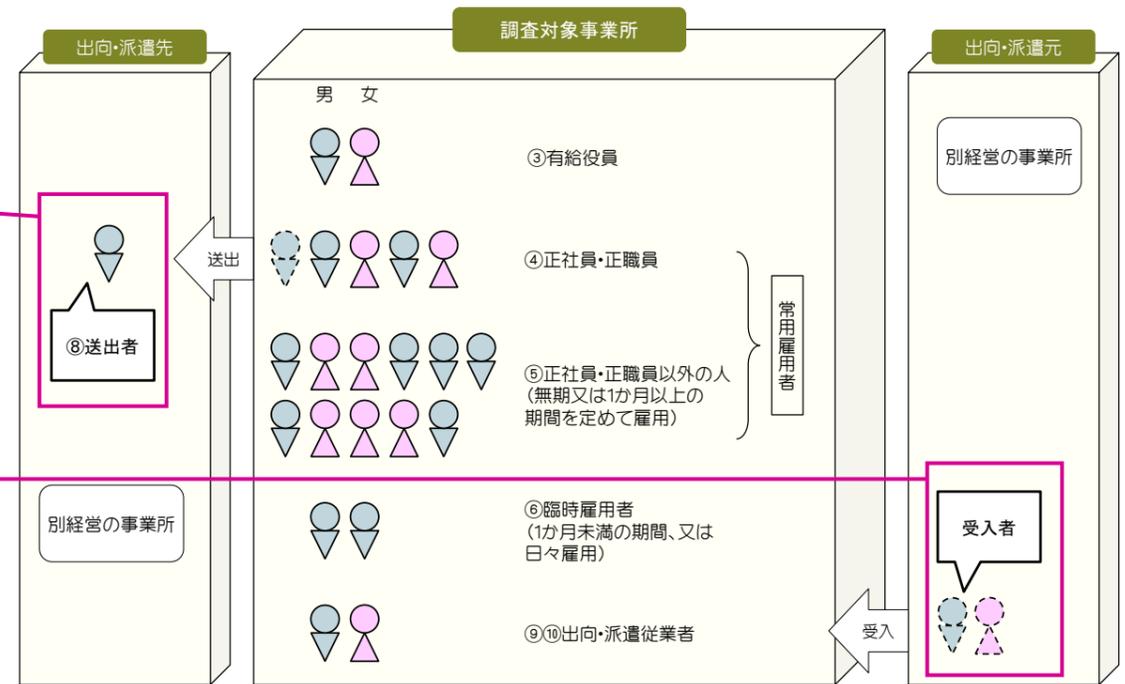
4 この事業所の従業者数
●11月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)	常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を定めて雇用している人)		⑥ 臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑦ 合計 (①～⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	受入者 (①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)	
				④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)				⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	1人	3人	6人	2人	12人	1人	人	1人
女	人	人	1人	2人	5人	人	8人	人	人	1人

4 この事業所の従業者数

- ◆ 事業者数は、平成26年11月1日現在の従業者数を各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
- ◆ 「送出者」及び「受入者」については、右図を参考にしてください。

事業所の従業者数の説明 (送出者及び受入者)



【15】【16】調査票 (卸売業、小売業、飲食サービス業) の個別項目

①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれる人」としてください。
②個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」に記入してください。
③有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、貴法人が役員報酬を支給している場合は、貴法人の有給役員に該当します。 × 無給役員は従業者には該当しません。
常用雇用者	○ 以下のいずれかに該当する人 ・期間を定めずに雇用している人 ・1か月以上の期間を定めて雇用している人
④正社員・正職員などと呼ばれる人	○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれる人
⑤④以外の人 (パート・アルバイトなど)	○ 「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など正社員・正職員以外の人
⑥臨時雇用者	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など「常用雇用者」の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む
⑦合計	○ 合計はすべての事業所が必ず記入してください。 ○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
⑧送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
受入者 (①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)	⑨出向 ○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人 ⑩派遣 ○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負によりこの事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません(別経営の従業者になります)。

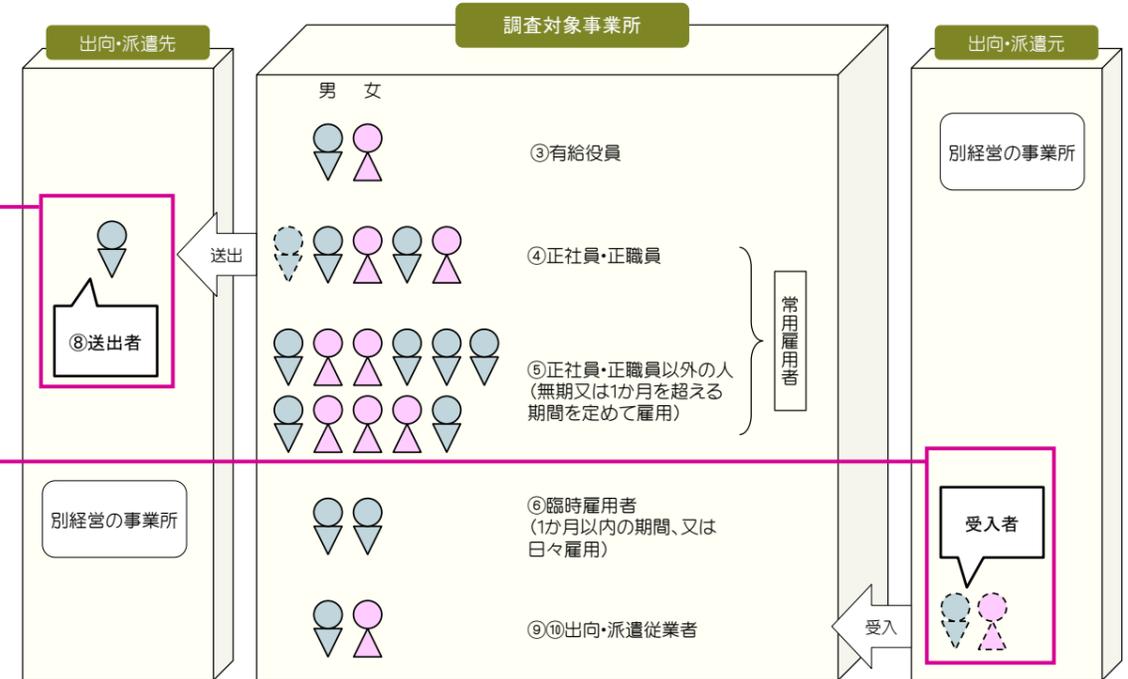
常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を定めて雇用している人)	④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑦ 合計 (①～⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑨ 出向	⑩ 派遣
3人	6人	2人	12人	1人	人	1人	
2人	5人	人	8人	人	人	1人	

⑧ ④以外の人 について、8時間換算雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)
【例：3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】
[(3×3)+(5×1)+(6×2)] ÷ 8時間 = 3.25 ⇒ 4人

- ◆ 「4⑤」欄に記入した常用雇用者のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。(端数は切り上げ)
【例】パート・アルバイトなどの合計が11人で、4時間が5人、5時間が2人、6時間が3人、7時間が1人の場合
(4時間×5人) + (5時間×2人) + (6時間×3人) + (7時間×1人) = 55時間
55時間 ÷ 8時間 = 6.875 → 7人

区分	① 個人業主 (個人経営の 事業主で、 実際にこの 事業所を 経営している 人)	② 個人業主の 家族で無給 の人	③ 有給役員 (個人経営以 外で役員報 酬を得てい る人)	④ 常用雇用者 (期間を定めず、若しくは 1か月以上の期間を定めて 雇用している人)		⑥ 臨時雇用者 (1か月未満の期間 を定めて雇用して いる人や日々雇 用している人など、 常用雇用者の定義 に該当しない人 ※⑤以外のパー ト・アルバイトな どを含む)	⑦ 合計 (①～⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営 の事業所へ 出向又は派 遣している 人)		受入者 (①～⑧以外で別経営 の事業所からきて この事業所で働いて いる人)	
				④ 正社員・正職 員などと呼ば れている人	⑤ ④以外の人 (パート・アル バイトなど)			⑨ 出向	⑩ 派遣	⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	1人	3人	6人	2人	人	1人	人	1人	人
女	人	人	1人	2人	5人	人	人	人	人	1人	人

事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）



4 事業所の従業者数

- ◆ 事業者数は、平成 26 年 11 月1日現在の従業者数を各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
- ◆ 「送出者」及び「受入者」については、右図を参考にしてください。

①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれている人」としてください。
②個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」に記入してください。
③有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、貴法人が役員報酬を支給している場合は、貴法人の有給役員に該当します。 × 無給役員は従業者には該当しません。
常用雇用者	○ 以下のいずれかに該当する人 ・期間を定めずに雇用している人 ・1か月を超える期間を定めて雇用している人 ・平成 26 年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用している人
④正社員・正職員などと呼ばれている人	○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれている人
⑤④以外の人(パート・アルバイトなど)	○ 「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など正社員・正職員以外の人
⑥臨時雇用者	○ 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など 「常用雇用者」の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む
⑦合計	○ 合計はすべての事業所が必ず記入してください。 ○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
⑧送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
受入者 (①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)	⑨出向 ○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人 ⑩派遣 ○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負によりこの事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません(別経営の従業者になります)。

【15】事業所調査票（個人経営者用）

8 店舗形態又は事業所の形態等

8 店舗形態又は事業所の形態等 ●記入に当たっては、「分類表」を参照してください。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> </tr> </table>	2	0	4
2	0	4		

- ◆ 本事業での主たる事業活動区分が「(エ)卸売業」、「(オ)小売業」、「(キ)サービス関連産業B」、「(ケ)医療、福祉」に該当する場合に記入してください。
- ◆ 下表に記載されている同封の『分類表』の該当ページを参照し、「8 店舗形態又は事業所の形態等」が掲載されている事業の場合は、該当する番号を記入してください。

事業活動区分	分類表 (頁番号)
(エ)卸売業	P2
(オ)小売業	P10
(キ)サービス関連産業B	P19
(ケ)医療、福祉	P37

11 事業別売上（収入）金額の内訳

11 事業別売上（収入）金額の内訳 ●10欄の①～⑤のうち最も金額の大きい事業が(ア)～(ケ)のどの事業活動区分に該当するのを確認し、その事業活動について「分類表」を参照の上、該当ページの中から金額の大きい順に三つ選び、分類番号、生産品、取扱商品、営業種目等の内訳及び売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入） 金額で記入できない場合は、「9 事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）							
順位	分類番号	生産品、取扱商品、営業種目等の内訳	売上（収入）金額				又は割合 (%)
			百	十	千	万	
第1位	6092	たばこ・喫煙具			3200	0.000	
第2位	5893	飲料(牛乳を除く・茶類飲料を含む)			1800	0.000	
第3位	5895	料理品			1340	0.000	

- ◆ 「10 事業別売上（収入）金額」欄の事業別内訳①～⑤の中で売上（収入）金額が最も大きい事業が、事業活動区分(ア)～(ケ)のどの区分に該当するか確認してください。
- ◆ 確認した事業活動については下表を参照し、『分類表』の該当するページの中から、売上（収入）金額の大きい順に三つ選択して、それぞれの分類番号、生産品、取扱商品、営業種目等の内訳及び売上（収入）金額を記入してください（万円未満四捨五入）。

事業活動区分	事業別内訳	分類表 (頁番号)
(ア) 農業漁業	①農業、林業、漁業の収入	—
(イ) 鉱業	②鉱物、採石、砂利採取事業の収入	—
(ウ) 製造業	③製造品の出荷額・加工賃収入額	—
(エ) 卸売業	④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)	P3
(オ) 小売業	⑤小売の商品販売額	P11
(カ) 建設業、サービス関連産業A	⑥建設事業の収入(完成工事高)	—
	⑦電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	
	⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入	
	⑨運輸、郵便事業の収入	
	⑩金融、保険事業の収入	
(キ) サービス関連産業B	⑪政治・経済・文化団体の活動収入	P22
	⑫情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入	
	⑬不動産事業の収入	
	⑭物品賃貸事業の収入	
	⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入	
	⑯宿泊事業の収入	
	⑰飲食サービス事業の収入	
	⑱生活関連サービス、娯楽事業の収入	
	⑲社会教育、学習支援事業の収入	
	⑳上記以外のサービス事業の収入	
(ク) 学校教育	⑲学校教育事業の収入	—
(ケ) 医療、福祉	⑳医療、福祉事業の収入	P38

- ◆ 金額で記入できない場合は、「9 事業所の売上（収入）金額」欄に記入された売上（収入）金額を 100%として、その占める割合を整数で記入してください(小数点以下四捨五入)。
- ◆ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。
- ◆ 平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の売上（収入）額を記入してください。

12 サービス関連産業B 又は医療、福祉の相手先別収入割合

12 サービス関連産業B 又は 医療、福祉の 相手先別収入割合 ●10欄の①～⑤のうち最も金額の大きい事業が属する事業活動区分が「(キ) サービス関連産業B」又は「(ケ) 医療、福祉」の事業所のみ記入してください。		●10欄の「(キ) サービス関連産業B」又は「(ケ) 医療、福祉」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）				
収入を得た相手先	他の企業・団体				①～⑤の合計	
	①個人 (一般消費者)	②民間	③公務(官公庁)	④海外取引		
収入割合(%)	90	10			100	

- ◆ 「10 事業別売上（収入）金額」欄の事業別内訳①～⑤の中で売上（収入）金額が最も大きい事業が属する事業活動区分が「(キ) サービス関連産業B」又は「(ケ) 医療、福祉」の事業所に該当する場合、その収入を得た相手先別の割合を整数で記入してください(小数点以下四捨五入)。
- ◆ 「③公務(官公庁)」とは、国、地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
- ◆ 国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、病院、学校及び社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

(キ) サービス関連産業B

①個人(一般消費者)		・一般消費者から得た収入について記入します。商売をしている事業者・事業所から得た収入は含めません。 ・クリーニング、写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については、ここには含めず、取次先により区分し記入してください。 ・旅行者から支払われた宿泊費などはここに含めません。
他の企業・団体	②民間	・「企業・団体 ③公務(官公庁)」以外の他企業との取引などによる収入について記入してください。 ・国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)を含めます。 ・農林漁家から得た収入は、「①個人(一般消費者)」からの収入となります。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「企業・団体 ②民間」からの収入として記入してください。
	③公務(官公庁)	・国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。
④海外取引		・自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。
⑤同一企業内取引		・本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引を行った場合の提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価)を記入してください。

(ケ) 医療、福祉

①個人(一般消費者)		・一般消費者から得た収入について記入します。保険診療収入を含みます。事業所から得た収入は含めません。
他の企業・団体	②民間	・「企業・団体 ③公務(官公庁)」以外との取引などによる収入について記入してください。 ・国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)を含めます。
	③公務(官公庁)	・国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。
④海外取引		・自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。
⑤同一企業内取引		・本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引を行った場合の提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価)を記入してください。

【16】事業所調査票（卸売業、小売業） 第2面

【16】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、P56～P59, P62～P63『【15】～【19】、【22】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

10 (1) 年間商品販売額が多い部門の内訳

- ◆ 有体商品の販売額について、卸売部門と小売部門を比較して年間商品販売額が多い部門の番号を選んでください。(商品券、プリペイドカード、切手等の販売額は除きます。)代理・仲立手数料や修理料は含めません。
- ◆ 卸売業、小売業の両方を営んでいる場合は、卸売部門又は小売部門のうち年間商品販売額が多い部門の内訳について記入してください。
- ◆ **卸売部門の販売額が多い場合**
同封の『分類表』【16】事業所調査票（卸売業、小売業）の卸売部門の商品分類一覧の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号、商品名及び販売金額を記入してください。
取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表』【16】事業所調査票（卸売業、小売業）の卸売部門の内容例示を参照してください。
代理・仲立手数料は、含めません。(「(3)①商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。)
- ◆ **小売部門の販売額が多い場合**
同封の『分類表』【16】事業所調査票（卸売業、小売業）の小売部門の商品分類一覧の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号、商品名及び販売金額を記入してください。
取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表』【16】事業所調査票（卸売業、小売業）の小売部門の内容例示を参照してください。
- ◆ 平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の商品販売額を記入してください。

10 年間商品販売額等

・平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び商品販売に関するその他の収入額(商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入)について記入してください。
・金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

(1) 年間商品販売額が多い部門 卸売又は小売のうち、年間商品販売額が多い部門の番号を○で囲んでください。

1 卸売部門 (2) 小売部門

・上記で選択した部門(卸売又は小売)の内訳について、同封の『分類表』の中から、年間商品販売額が多い順を選び、第1位から第10位までの順にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。
・金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門(卸売の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)又は小売の年間商品販売額)に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	分類表の商品名	販売金額(年間)				又は割合(%)
			千	百	十	円	
第1位	5821	野菜			2000	0.000	
第2位	5831	食肉			1500	0.000	
第3位	5841	鮮魚			1500	0.000	
第4位	5822	果物			1200	0.000	
第5位	5895	料理品			1000	0.000	
第6位	5862	菓子(非製造)			800	0.000	
第7位	5893	飲料(牛乳を除く・茶類飲料を含む)			500	0.000	
第8位	5864	パン(非製造)			500	0.000	
第9位	6092	たばこ・喫煙具			300	0.000	
第10位	6061	書籍・雑誌(各本を除く)			200	0.000	

(2) 卸売販売額に占める本支店間移動の割合
卸売の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)に占める本支店間移動の割合を記入してください。
15% (本支店間移動とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。)

(3) 商品販売に関するその他の収入額 それぞれ該当する番号を○で囲み、「1」ある場合は、その収入金額を記入してください。

収入額(品名)	収入額の有無	千	百	十	円
①商品売買に関する仲立手数料収入	①ある ②ない			5500	0.000
②販売商品に関する修理料収入(販売商品と同種商品の修理のみ)	①ある ②ない			1200	0.000

11 商品手持額 平成25年12月31日現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額(在庫額)を記入してください。(万円未満四捨五入)
この期間で記入困難な場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。

千	百	十	円
		400	0.000

備考

10 (1) 年間商品販売額が多い部門の内訳 (割合で記入する場合)

- ◆ 割合で記入する場合において、卸売部門の販売額が多い事業所は、卸売部門の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)を100%とし、整数で記入してください。小売部門の販売額が多い事業所は、小売部門の年間商品販売額(修理料収入を除く)を100%とし、整数で記入してください。
11以上の商品がある場合、第1位から第10位までの割合の計が100%にならなくても差し支えありません。
- ◆ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

10 (3) 商品販売に関するその他の収入額

- ◆ 「①商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入します。
- ◆ 「②販売商品に関する修理料収入」には、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合に、その修理料を記入します。(例:時計店で時計を販売するかたわら、時計を修理した場合の修理料収入)
- ◆ DPE、宅配便取次など、取引先の業者から受け取る手数料は含みません。

備考

- ◆ 平成25年に休業期間や売場面積の変更があった場合など、販売活動について通常と異なることがあれば記入してください。

11 商品手持額

- ◆ 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- ◆ 他の事業所から販売を委託されている商品(受託品)は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品(委託品)は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額は、販売価格から手数料を差し引いた価格です。

※以下については、「10(1)年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

12 小売販売額の商品群別割合

- ◆ 「①衣料品」、「②飲食料品」、「③その他」の分類については、同封の『分類表』【16】事業所調査票（卸売業、小売業）のP15ページ（小売部門の商品群別一覧）を参照してください。
- ◆ 小売の商品販売額（修理料収入を除く）を100%とし、その占める割合を整数で記入してください。

以下については、左記「10(1)年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

12 小売販売額の商品群別割合 第1部「9 事業所売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、衣料品・飲食料品・その他の商品別に割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）個人経営の事業所は、記入する必要はありません。

①衣料品	②飲食料品	③その他	合計
	90	10	100

同封の「分類表」を参照し、記入してください。
 ①衣料品：中分類57（織物・衣類・身の回り品）に該当するもの
 ②飲食料品：中分類58（飲料、食料品）に該当するもの
 ③その他：中分類59、60（自動車・自転車、機械器具、その他）に該当するもの
 ※上記「①衣料品」、「②飲食料品」以外のもの

13 小売販売額の商品販売形態別割合 第1部「9 事業所売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売（インターネット以外）	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
85		10			5	100

14 セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で記入してください。

①セルフサービス方式を採用している（売場面積の50%以上）
 ②採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
 ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること
 ②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
 ③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
 総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ（100円ショップなど）など

13 小売販売額の商品販売形態別割合

- ◆ 「店頭販売」とは、店頭で商品を販売するものです。ご用聞きも含まれます。
- ◆ 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含まれます。
- ◆ 「通信・カタログ販売（インターネット以外）」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等の媒体を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。（インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。）
- ◆ 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- ◆ 「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- ◆ 「その他」とは、共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売をしたものです。
- ◆ 小売の商品販売額（修理料収入を除く）を100%とし、その内訳を整数で記入してください。

14 セルフサービス方式の採用

- ◆ 「1セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること
- ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- ③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること
- ◆ セルフサービス方式に該当する例、該当しない例は、右記を参照してください。

1. セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

○ セルフサービス方式に該当する例
○ 総合スーパー
○ 専門スーパー（衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー）
○ ホームセンター
○ ドラッグストア
○ コンビニエンスストア
○ ワンプライスショップ（100円ショップなど）
○ 大型カー用品店
× セルフサービス方式に該当しない例
※百貨店の他、商店街にある従来型の店舗形態を採用している事業所が該当します。
× 百貨店（デパート）
× 衣服・身の回り品 呉服店、寝具店、毛皮コート店、作業服店、げた・草履店、かばん・袋物店、ネクタイ店、傘店
× 飲食料品 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、まんじゅう屋、つくだ煮店、豆腐店
× 自動車・自転車 自動車店、二輪自動車（スクーターを含む）店、自転車店
× 機械器具 家庭用電気店（家電量販店を含む）
× その他 家具・建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、農業用機械器具店、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド（セルフ形式を採用しているものも含む）、楽器店、コンパクトディスク（CD）店（音楽用のもの）、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

2. セルフサービス方式か否か紛らわしいもの

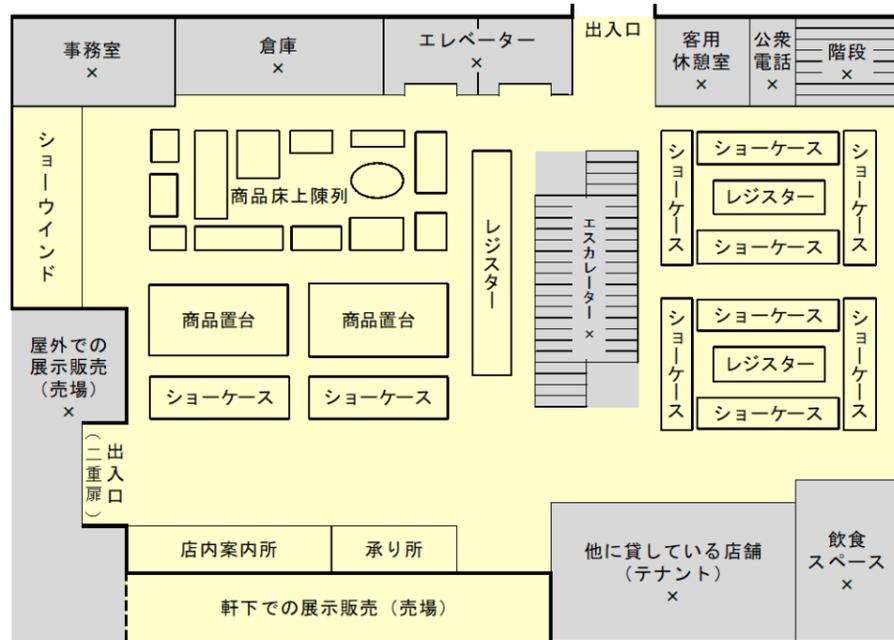
	○ セルフサービス方式に該当する例	× セルフサービス方式に該当しない例
<衣服・身の回り品> ・ 衣料品店 ・ 靴店	○ 衣料品スーパー ○ 靴量販店	× 紳士服・婦人服専門店 × 主に対面販売を中心とした店
<飲食料品> ・ 酒店 ・ 鮮魚店 ・ パン屋 ・ 総菜・弁当屋	○ 酒量販店 ○ 消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店 ○ 主にトレーを用いている店 ○ 消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	× 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店
<その他> ・ 金物・荒物店 ・ 日用品雑貨店 ・ 医薬品店 ・ 書籍店（本屋） ・ 文具・事務用品店 ・ スポーツ用品店 ・ 釣具店 ・ おもちゃ屋 ・ 花・植木店 ・ 中古品・リサイクルショップ	○ ホームセンター ○ ワンプライスショップ（100円ショップなど） ○ ドラッグストア ○ 主に古本を取り扱う量販店 ○ 文具・事務用品量販店 ○ 対面販売を必要としない商品を中心とした店 ○ 釣具量販店 ○ がん具量販店 ○ 園芸センター ○ 対面販売を必要としない商品を中心とした店	× 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 調剤薬局、薬店 × 主に新刊本を取り扱う書店、古本店（量販店を除く） × 主に対面販売を中心とした店 × スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 主に家電・家具等の対面販売を中心とした店

【16】事業所調査票（卸売業、小売業） 第2面（つづき2）

15 売場面積

- ◆ 商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を記入してください。敷地面積ではありません。
- ◆ 以下の事業所は、「0」と記入してください。
ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、畳小売業、建具小売業

売場図例



(注) 売場図の中の×印は、売場面積に含めないでください。

○ 売場面積に含めるもの	
○	他から借りている店舗(テナント)及び売場
○	建物に付随して柱を建てて、隣との境界を板囲い(衝立、植木)等で明確に仕切って、付随売場として拡張使用しているスペース
× 売場面積に含めないもの	
×	飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等
×	他人に貸している店舗(テナント)及び売場
×	商品を製造するための作業所(ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場に含む)
×	薬局の調剤室
×	住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

16 営業時間

- ◆ 牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)は、記入する必要はありません。
- ◆ 通信販売、インターネット販売については従業員の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- ◆ 事業所が管理している自動販売機の稼働時間を営業時間とせず、この事業所の営業時間を記入してください。

※以下については、「10(1)年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

15 売場面積 単位は、平方メートル(1坪=3.3㎡換算)で記入してください。(小数点以下四捨五入)

十	万	千	百	十	一
		6	5	0	

平方メートル(㎡)

・商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
・店舗移転を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売)は、0(ゼロ)を記入してください。

16 営業時間 該当する番号を○で囲んでください。
【1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)】場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)
 <開店時刻> 1 午前 10 時 30 分 ~ 1 午前 09 時 00 分
 2 午後 10 時 30 分 ~ 2 午後 09 時 00 分
 <閉店時刻> 1 午前 09 時 00 分
 2 午後 09 時 00 分

2 終日営業(24時間営業)

・正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
・訪問販売については、販売員などの出店・帰店時刻を記入してください。
・通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください。

17 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

店 舗 形 態	
① 各種食料品小売店	各種食料品を中心に小売する事業所 【野菜・果物】、【肉】、【魚】、【漬】、【菓子・パン】、【その他の食料品】のうち、3分類以上をわたる商品を販売している商店、スーパー
② コンビニエンスストア	食料品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所 食料品を中心に販売していること。
③ ドラッグストア	医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所 【一般用医薬品(医師の処方箋を必要としないもの)】を販売していること。調剤薬局は、該当しません。
④ ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住関連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所 【金物】、【荒物】、【苗・種子】のいずれかを販売していること。

18 チェーン組織への加盟 該当する番号を○で囲んでください。

1 フランチャイズ・チェーンに加盟している
 2 ボランタリー・チェーンに加盟している
 ③ いずれにも加盟していない

レギュラー・チェーン(直営店)、メーカーの系列チェーン(元売系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など)などは、「3 いずれにも加盟していない」に含まれます。

17 店舗形態

- ◆ 該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。
- ◆ 「3 ドラッグストア」には、調剤薬局を併設している場合も含まれます。
- ◆ 「4 ホームセンター」とは、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所で「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所をいいます。

18 チェーン組織への加盟

- ◆ 「1 フランチャイズ・チェーンに加盟している」とは、事業所(フランチャイジー(加盟店))が他の事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び(加盟)、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。
コンビニエンスストア、古本屋、リサイクルショップなどに例がみられます。
- ◆ 「2 ボランタリー・チェーンに加盟している」とは、事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。
食料品スーパーなどに例が多くみられます。
- ◆ 「3 いずれにも加盟していない」とは、上記1、2に含まれない次のようなものがあります。
 - レギュラー・チェーン(直営店)
 - 事務機器メーカーの販売店、取扱店
 - 自動車メーカーの特約店
 - 化粧品メーカーの販売店
 - 家電メーカーの販売店
 - 元売系列のガソリンスタンド など

【17】事業所調査票（医療、福祉）第2面

9 医療、福祉の事業収入内訳

第1面の8欄「(ケ) 医療、福祉」について、その事業区分別の売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）金額で記入できない場合は、第1面の「7 事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業区分	事業内容（説明）	売上（収入）金額						又は割合（%）		
		千	百	十	千	百	十		円	
医療収入	保険診療収入				2	7	0	0	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	保険外診療収入								0,000	
介護事業収入	施設介護収入								0,000	
	通所介護、訪問介護収入								0,000	
社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業								0,000	
保健衛生事業収入	健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業								0,000	
社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業（ただし、介護事業に該当するものを除く）								0,000	

※居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護）、居宅介護支援、地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス）

10 医療、福祉の相手先別収入割合

第1面の8欄「(ケ) 医療、福祉」について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先	収入額割合（%）	
① 個人（一般消費者）	100	
他の企業・団体	② 民間	
	③ 公務（官公庁）	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①～⑤の合計	100	

・保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人」となります。

・「③公務（官公庁）」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）は、「②民間」に含めて記入してください。

【17】事業所調査票 第1面の記入のしかたについてはP56～P59, P62～P63『【15】～【19】、【22】事業所調査票 第1面（共通項目）』を参照してください。

9 医療、福祉の事業収入内訳

◆ 調査票 第1面の8欄「(ケ) 医療、福祉」に記入した売上（収入）金額の合計額について、その収入額（金額での記入が困難な場合は、7欄「事業所の売上（収入）金額」に占める割合）を「事業内容（説明）」欄を参考に事業区分別に記入してください。

歯科技工所の場合

◆ 歯科技工所における売上（収入）は「保険外診療収入」に記入します。

10 医療、福祉の相手先別収入割合

◆ この事業所で行っている医療、福祉事業について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。

「①個人（一般消費者）」

・一般消費者から得た収入について記入してください。保険診療収入を含みます。事業所から得た収入は含めません。

「他の企業・団体②民間」

・「他の企業・団体③公務（官公庁）」以外との取引などによる収入について記入してください。

・国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）を含めます。

「他の企業・団体③公務（官公庁）」

・国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。

「④海外取引」

・自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。

「⑤同一企業内取引」

・本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引を行った場合の提供価格又は振替仕切額（提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価）を記入してください。

【17】事業所調査票（医療、福祉）第2面（つづき1）

11 事業所の形態、主な事業の内容		
下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なもの番号を○で囲んでください。		
事業所の形態・事業内容	番号	内容例示
病院	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所	5	
助産・看護業	6	助産所、助産師業
	7	巡回看護車、訪問看護ステーション
療術業	8	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所
	9	大鍼灸師療法、鍼灸療法、指圧療法、視力回復センター、カイロプラクティック療法業
医療に附帯するサービス業	10	歯科技工所
	11	その他の医療に附帯するサービス業
健康相談施設	12	認知症予防会健康相談所、認知症相談室
	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	14	母子健康相談所、母子健康センター
	15	保健師在宅所、市町村保健センター、農村保健センター、健康科学センター
	16	検査業
その他の保健衛生	17	衛生虫除害業、水質検査業、室内衛生検査所
	18	消毒業
	19	大管理用、大管理事務所
社会保険事業団体	20	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金
児童福祉事業	21	保育所、児童所
	22	児童福祉施設、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、知的障害児施設、障害児児童福祉施設、児童発達支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	23	特別養護老人ホーム
	24	介護老人保健施設
	25	通所・短期入所介護事業
	26	訪問介護事業
	27	認知症高齢者グループホーム
	28	有料老人ホーム
障害者福祉事業	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	31	更生保護事業
	32	社会福祉協議会、共同基金、養老銀行、投資施設、年金確立会管理基準、福利提供施設、婦人・文化施設

11 事業所の形態、主な事業の内容

- ◆ この事業所の形態・主な事業内容について、「内容例示」を参考に 32 種類の中から選び、該当する番号を○で囲んでください。
- ◆ 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主たる事業所の形態・事業内容を一つ選択してください。
- ◆ 下記の表は、「事業所の形態、主な事業の内容」と「事業区分の収入の種類」の対応を示しています。
※「○」「×」はあくまで目安ですので、「×」とされている箇所でも、同区分の収入が含まれることがあります。

事業区分	番号	医療収入		介護事業収入		社会保険事業収入	保健衛生事業収入	社会福祉事業収入
		保険診療収入	保険外診療収入	施設介護収入	通所介護、訪問介護収入			
病院	1	○	○	○	○	×	○	○
	2							
一般診療所	3	○	○	○	○	×	○	○
	4							
歯科診療所	5	○	○	○	○	×	○	○
	6	×	○	○	○	×	○	○
助産・看護業	7	○	○	○	○	×	○	○
	8							
療術業	9	○	○	×	×	×	×	×
	10	×	○	×	×	×	×	×
医療に附帯するサービス業	11	○	○	○	○	×	○	○
	12							
健康相談施設	13	×	×	×	×	×	○	×
	14							
	15							
その他の保健衛生	16							
	17	×	×	×	×	×	○	×
	18							
社会保険事業団体	19	×	×	×	×	○	×	×
児童福祉事業	20	×	×	×	×	×	×	○
	21							
老人福祉・介護事業	22	○	○	○	○	×	○	○
	23							
障害者福祉事業	24	○	○	○	○	×	○	○
	25							
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	26	○	○	○	○	×	○	○
	27							

訪問看護ステーション併設の病院の場合

訪問看護ステーションを併設している病床 20 以上の病院（精神科病院を除く）の場合は、「一般病院」の番号1を○で囲んでください。

レディースクリニックの場合

レディースクリニックなどと呼ばれる女性を対象とした医療施設は、「助産所」には該当しません。「一般診療所」の「3 有床診療所」もしくは「4 無床診療所」に該当します。

高齢者複合福祉施設の場合

特別養護老人ホーム、認知症老人グループホーム、老人デイサービスセンター、老人介護支援センターなどを同一施設内に開設している高齢者複合福祉施設は、主な事業内容に該当する番号を○で囲んでください。

【18】事業所調査票(建設業、サービス関連産業 A、学校教育)(法人・団体用)

「1 事業所の名称及び電話番号」から「6 管理・補助的業務」までの記入のしかたについては、P56～P59, P62～P63『【15】～【19】、【22】事業所調査票 第1面(共通項目)』を参照してください。

7 主な事業の種類

この事業所の主な事業の種類を選択に当たっては下表を参照の上、該当する「分類番号」及び「事業の種類」を記入してください。

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
建設業	001	一般土木建築工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割以上8割未満)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
	002	土木一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割未満)	いわゆる土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	003	建築一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が8割以上)	建築工事業(木造建築工事業を除く)、建築工事請負業、鉄骨造建築工事請負業、組立鉄筋コンクリート造建築工事業、コンクリートブロック造建築工事業、プレハブリノベーション建築工事業
	004	木造建築一式工事	木造建築工事業、木造住宅建築工事業
	005	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事
	006	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
	007	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	008	とび・土工・コンクリート工事(009 はつり・解体工事を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事
	009	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事
	010	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	011	屋根工事(012 金属製屋根工事を除く)	屋根ふき工事(金属製屋根以外)
	012	金属製屋根工事	屋根ふき工事(金属製屋根)
	013	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	014	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	015	タイル・れんが・ブロック工事(016 築炉工事を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿ストレート工事
	016	築炉工事	築炉工事
	017	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
	018	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
	019	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
	020	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	021	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	022	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
	023	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
建設業(つづき)	024	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	025	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
	026	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	027	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
	028	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事
	029	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
	030	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
	031	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	032	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
	033	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
034	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	
郵便局	035	郵便局	郵便局
	036	郵便局受託業	簡易郵便局、郵便切手類販売所
電気・ガス業・熱供給業、水道業	037	電気業(発電所、変電所)	水力発電所、火力発電所、原子力発電所、ガスタービン発電所、地熱発電所、周波数変換所等(特定規模電気事業者も含む。)
	038	電気業(本社、支社、営業所、サービスセンター、給電指令所)	電気事業者の本社、支店・支社、営業所、サービスセンター、給電指令所、特定規模電気事業者
	039	ガス業(ガス製造工場、ガス供給所、ガス整圧所)	ガス製造工場、天然ガス業(導管により供給するもの)、ガス供給所(ガスタンク)、ガス整圧所
	040	ガス業(本社、支社、営業所)	ガス会社の本社、支店・支社、営業所
	041	熱供給業	地域暖冷房業、地域冷房業、熱供給業(温泉供給業は含まれない。)
	042	上水道業	上水道業、水道用水供給事業、簡易水道業、浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所、船舶水道業(農業用水供給業、貯水池建設事務所は含まれない。)
	043	工業用水道業	工業用水道業、工業用水浄水場、工業用水配水場、工業用水ポンプ場(工業用水建設事務所は含まれない。)
	044	下水道業	下水道管路施設維持管理業、下水出張所(維持管理の作業を行うもの)(産業用配管洗浄業、産業用上下水道管洗浄業は含まれない。)
情報通信業	045	固定電気通信事業	固定系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業
	046	移動電気通信事業	携帯系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業
	047	その他の電気通信業に附帯するサービス業	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業
	048	有線放送事業	有線テレビ・ラジオ放送、CATV、ケーブルテレビ、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業
	049	放送事業(有線放送を除く)(放送設備有)	地上波テレビ放送事業、地上波ラジオ放送、放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業(放送設備有)
	050	放送事業(放送設備がない事業所)	
	051	映像情報制作・配給事業	映画の制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)制作、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む)制作、テレビ放送用アニメ番組制作、ラジオ番組制作、レコードの企画・制作

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示	
情報通信業(こぎ)	052	音声情報制作事業	ラジオ番組制作、レコードの企画・制作	
	053	出版事業		
	054	新聞社本社、支局(発行業務有)	新聞業、新聞社	
	055	新聞社支局(発行業務無)		
	056	ニュース供給事業		
	057	広告制作事業	広告制作業、広告制作プロダクション	
	058	その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ	
運輸業、郵便業	059	鉄道事業	鉄道、路面電車、新交通システム、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト	
	060	一般乗合旅客自動車運送事業	乗合バス	
	061	一般乗用旅客自動車運送事業	ハイヤー、タクシー	
	062	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切りバス	
	063	その他の道路旅客運送事業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送	
	064	一般貨物自動車運送事業	自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送	
	065	特定貨物自動車運送事業	特定の荷主との契約に基づく自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送	
	066	貨物軽自動車運送事業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送	
	067	集配利用運送事業	第二種利用運送業	
	068	その他の道路貨物運送事業	自転車貨物運送業	
	069	外航海運事業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における運送	
	070	沿海海運事業	日本沿岸諸港間の運送	
	071	内陸水運事業	河川、湖沼での旅客、貨物運送	
	072	船舶貸渡事業	運航業者への船舶の貸渡し事業	
	073	航空運送事業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業	
	074	航空機使用事業(航空運送事業を除く)	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業	
	075	倉庫事業(冷蔵倉庫事業を除く)	野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど	
	076	冷蔵倉庫事業		
	077	港湾運送事業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など	
	078	貨物運送取扱事業		
	079	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業	
	080	こん包事業	運送のための物品の荷造り、梱包事業	
	081	運輸施設提供事業	有料道路、バスターミナル、トラックターミナル、ふ頭業、飛行場業	
	082	その他の運輸に附帯するサービス事業	検数業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、網取業、曳船業、通関業、観光協会事業など	
	083	郵便事業(信書便事業を含む)	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業	
	金融業、保険業	084	銀行業(信託銀行を含む)	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
		085	中小企業等金融業	信用金庫、信金中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫等
086		農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(金融業を専業で行う場合)等	
087		消費者向け貸金業		
088		事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者	
089		質屋		
090		クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等	
091		その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等	

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
金融業、保険業(こぎ)	092	金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)	第一種金融商品取引業者(証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者等)
	093	金融商品取引業(上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
	094	商品先物取引業 商品投資業	商品取引員、商品投資顧問業者、海外市場商品先物取引業者等
	095	補助的金融業 金融附帯業	短資会社、手形交換所、両替屋、信用保証協会、農林漁業信用基金等
	096	信託業(信託銀行を除く)	運用型信託会社、管理型信託会社等
	097	金融代理業	金融商品仲介業者、信託契約代理店、銀行代理業者等
	098	生命保険業(代理店は101)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
	099	損害保険業(代理店は101)	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
	100	共済事業・少額短期保険業	農業共済組合、共済農業協同組合連合会
	101	保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理所、少額短期保険代理店
学校教育	102	保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等
	103	幼稚園	幼稚園、認定こども園(幼稚園型)
	104	小学校	
	105	中学校	
	106	特別支援学校	
	107	高等学校	
	108	中等教育学校	
	109	専修学校	
	110	各種学校	洋裁学校、タイピスト学校、写真学校、理容・美容学校、自動車教習所、学習塾、進学塾、予備校
	111	高等専門学校	
	112	大学	
	113	短期大学	
	114	学校法人(本部事務所)	主として学校教育の事業所を統括する本部(組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産権、企画、広報・宣伝、不動産管理等を行う)事業所
	115	学校教育支援機関	

【19】事業所調査票（サービス関連産業 B） 第 2 面

【19】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、P56～P59, P62～63『【15】～【19】、【22】事業所調査票 第1面(共通項目)』を参照してください。

10 サービス関連産業 B の事業収入内訳

- ◆ 調査票第1面の9欄「(キ) サービス関連産業 B」の各欄に記入した売上(収入)金額について、同封の『分類表』の【19】事業所調査票(サービス関連産業 B)の「サービス関連産業 B の事業内容」から売上高の上位 10 位の分類の「分類番号」、「事業内容」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- ◆ 売上(収入)金額の記入が困難な場合は、調査票第1面の8欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。

10 サービス関連産業 B の事業収入内訳									
第1面の9欄「(キ) サービス関連産業 B」について、その内訳を同封の「分類表」の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)									
金額で記入できない場合は、第1面の「8 事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)									
順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額				又は割合(%)		
			千	百	十	円	千	百	分
第1位	1601	宿泊事業				3500			0.000
第2位	1701	飲食店				2000			0.000
第3位	1305	事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件)				2000			0.000
第4位	1819	結婚式場事業				1000			0.000
第5位	1309	駐車場賃貸、管理				1000			0.000
第6位	1409	貸衣しょう				500			0.000
第7位									0.000
第8位									0.000
第9位									0.000
第10位									0.000

11 施設・店舗等形態	
主力事業(本業)の施設・店舗等の形態が「分類表」にある「施設・店舗等の形態番号」に記載されている場合は、その形態を選び、番号を記入してください。	
施設・店舗等の形態番号	19

11 施設・店舗等形態

- ◆ 主力事業(いわゆる本業)が、宿泊施設、飲食店、スポーツ施設、娯楽施設、社会教育施設など、同封の『分類表』の【19】事業所調査票(サービス関連産業 B)に「施設・店舗等の形態番号」が掲載されている事業の場合は、該当する形態を選び、番号を記入してください。

記入上の注意

- ✓ この事業所が他の企業が経営している施設内で営業している場合、その施設はこの事業所の「施設・店舗等形態」にはなりません。

例1 他の企業が経営する『遊園地』内で営業している『食堂・レストラン』の場合
この事業所の「施設・店舗等形態」は『遊園地』ではなく、『食堂・レストラン』になります。

例2 他の企業が経営する『ホテル』内で営業している『美容院』の場合
「施設・店舗等形態」に『美容院』はないため、記入は不要となります。

複数の事業を行っている「ホテル」の記入例

- ◆ 以下は、宿泊業、飲食サービス業など複数の事業を行っている「ホテル」の記入例となっています。

10 サービス関連産業 B の事業収入内訳

サービス関連産業 B の事業	宿泊事業 (宿泊収入)	3500万円
	飲食店 (直営レストランの飲食提供収入)	2000万円
	事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件) (会議室の賃貸収入)	2000万円
	結婚式場事業 (挙式、披露宴挙行のサービス収入)	1000万円
	駐車場賃貸、管理 (駐車場の駐車料金収入)	1000万円
	貸衣しょう (貸衣しょうのレンタル収入)	500万円
	小売販売金額 (土産物の販売代金)	1000万円

10 欄に、『分類表』から該当する「分類番号」と「事業内容」を転記し、その「売上(収入)金額」を記入します。

小売販売は、サービス関連産業ではないことから、調査票第2面 10 欄への記入は不要です。

11 施設・店舗等形態

- ◆ 『分類表』【19】事業所調査票(サービス関連産業 B)の「施設・店舗等の形態番号」から「19『旅館、ホテル』」を選び記入します。

『分類表』【19】事業所調査票の「施設・店舗等の形態番号」例示

主たる事業の種類	施設・店舗等形態		
	形態番号	形態等の名称	説明・例示
宿泊サービス事業	19	旅館、ホテル	○観光ホテル、ビジネスホテル、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿 など
	20	簡易宿泊所	○ベッドハウス、山小屋、カプセルホテル など ×ユースホテル ⇒ 「22 会社・団体の宿泊所」
	21	下宿所	長期間(通常月単位)食事付きで宿泊を提供する宿泊所
	22	会社・団体の宿泊所	○会社の宿泊所、会員宿泊所、ユースホステル、保養所、共済組合宿泊所 など
	23	リゾートクラブ	預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所
	24	その他の宿泊所	○合宿所、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場 など

【19】事業所調査票（サービス関連産業B）第2面（つづき1）

12 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の9欄の「(キ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先		収入額割合(%)
① 個人（一般消費者）		90
他の企業・団体	② 民間	10
	③ 公務（官公庁）	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①～⑤の合計		100

・「③公務（官公庁）」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
 ・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）は、「②民間」に含めて記入してください。

以下の事項（13欄、14欄）については、該当する項目のみ記入してください。

13 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「4 この事業所の従業員数」の常用雇用者のうち、「⑥③以外の人」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)

・常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。
 【例：3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】
 $(3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2) \div 8 \text{時間} = 3.25 \Rightarrow 4 \text{人}$

14 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数	20人	客室数	15室
------	-----	-----	-----

以下の事項（15欄から17欄まで）については、該当する項目のみ記入してください。

15 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

「物品賃貸業」を主な業務として営んでいる場合は、平成25年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」（万円未満四捨五入）及び該当する物件区分の割合（小数点以下四捨五入）を記入してください。

レンタル年間売上高										リース年間契約高										
万	千	百	十	千	百	十	万	円	0,000	万	千	百	十	千	百	十	万	円	0,000	
				3	8	5	2		0,000					5	8	0	6	5		0,000

物件区分	レンタル年間売上高割合(%)		リース年間契約高割合(%)	
	割合	割合	割合	割合
産業用機械器具	産業機械			64
	工作機械			
	土木・建設機械	83		
	医療用機器			
	商業用機械・設備			
	通信機器			12
	サービス業用機械・設備			
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器			24
	事務用機器			
自動車	17			
スポーツ・娯楽用品				
その他の物品	映画・演劇用品			
	音楽・映像記録物			
	貸衣装			
	その他			
合計	100	100	100	0

注：「リース」と「レンタル」の区分
 ・「リース」… 物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約
 ・「レンタル」… 「リース」以外のすべての賃貸契約

12 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

- ◆ この事業所で行っているサービス関連産業Bの事業について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。
- ① 個人（一般消費者）
- 一般消費者から得た収入について記入します。商売をしている事業者・事業所から得た収入は含めません。
 - クリーニング、写真（現像・焼付・引伸）などの取次業については、ここには含めず、取次先により区分し記入してください。
 - 旅行者から支払われた宿泊費などはここに含めません。
- 他の企業・団体 ②民間
- 「他の企業・団体 ③ 公務（官公庁）」以外の他企業との取引などによる収入について記入してください。
 - 国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）を含めます。
 - 農林漁家から得た収入は、「①個人（一般消費者）」からの収入となります。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「他の企業・団体 ② 民間」からの収入として記入してください。
- 他の企業・団体 ③公務（官公庁）
- 国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。
- ④ 海外取引
- 自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。
- ⑤ 同一企業内取引
- 本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引を行った場合の、提供価格又は振替仕切額（提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価）を記入してください。

15 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

◆ 物件区分の内容例示については、下表を参照してください。

物件区分	内容例示	
産業用機械器具	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械（事務用を除く）、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など
	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など（数値制御（NC）付きを含む）
	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベータを含む）、建設用足場資材、鋼矢板など
	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリなど
	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機など
その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む）、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器	
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピューター設計・製造システム）など
	事務用機器	複写機、金銭登録機（レジスタ）、会計機械、タイプライタ、ワードプロセッサ、タイムレコーダ、あて名印刷機、事務用印刷機、エアシュータ（気送管）、シュレッダ、事務用什器・備品など
自動車	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両（タンク車、トレーラなど）、二輪自動車など	
スポーツ・娯楽用品	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、テント、ヨット、モーターボートなど	
その他の物品	映画・演劇用品	映画・演劇用諸道具、映画・演劇用衣装、映写機など
	音楽・映像記録物	音楽・映像等のCD、ビデオ、DVD など
	貸衣装	冠婚葬祭用の衣装、パーティ用の衣装など
	その他	本、植木、ふとん、ユニフォーム、作業服、介護ベッド、車いす、テレビ、楽器、美術品、仮設住宅・トイレなど上記以外の物品

【19】 事業所調査票（サービス関連産業B）第2面（つづき2）

16 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等		
以下の「サービス業種」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。区分の①～⑧は、平成25年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。		
サービス業種	区 分	件数・利用者数等
冠 婚 葬 祭 業 葬儀業、結婚式執業、冠婚葬祭互助会	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
	② 葬儀の年間取扱件数	件
映 画 館	③ 年間入場者数	人
	④ 年間公開本数	本
興 行 場、 興 行 団 劇場、興行場、劇場、楽団、舞踊団、演芸・プロスポーツの興行など	⑤ 年間入場者数	人
ス ポ ー ツ 施 設 提 供 業 スポーツ施設（興行目的以外）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、パタニング・テニス練習場、フィットネスクラブなど	⑥ 年間施設利用者数	人
学 習 塾	⑦ 受講生数（在籍者数） ※平成25年12月31日現在	人
教 養 ・ 技 能 教 授 業 音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・美術などの教授業	⑧ 受講生数（会員数） ※平成25年12月31日現在	人

17 特定のサービス業における同業者との契約割合	
個人経営の事業所は記入する必要はありません。	
「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の9欄「(キ)⑩情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入」に占める、同じ業種を営む者（同業者）との契約（受注）割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）	
同業者との契約割合	□□□□%

16 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

- ◆ ①から⑧までは、平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。
- ① 結婚式・披露宴の年間取扱件数
結婚式(挙式)と披露宴を連続して行った場合は併せて1件としてください。
- ② 葬儀の年間取扱件数
葬儀一式を1件とします。
- ③ 映画館の年間入場者数
有料入場者数を記入してください。試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行(イベント等)の入場者数は含めません。
- ④ 映画館の年間公開本数
上映した映画の**タイトル数**を記入してください。上映回数ではありません。2本立て上映の場合は、それぞれを1本として記入してください。
- ⑤ 興行場、興行団の年間入場者数
主催した興行の有料入場者数を記入してください。無料の入場者及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含めません。
- ⑥ スポーツ施設提供業の年間施設利用者数
有料利用者数を記入してください。団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数を記入してください。
- ⑦ 学習塾の受講生数（在籍者数）
平成25年12月31日現在で、在籍(入会)している受講生数を記入してください。冬期特別コースのみを受講している受講生も含めます。
- ⑧ 教養・技能教授業の受講生数（会員数）
平成25年12月31日現在で、会員となっている受講生数を記入してください。

17 特定のサービス業における同業者との契約割合

- ◆ この事業所が「ソフトウェア事業」、「情報処理・提供サービス事業」、「インターネット附随サービス事業」を主な業務として営んでいる場合は、調査票 第1面の9欄「(キ)⑩情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入」を100(%)とした**同業者との契約（受注）金額の割合**を記入してください。
- ・ **ソフトウェア事業**（分類番号 1201～1205）
受注開発ソフトウェア業 [分類番号 1201]
組込みソフトウェア業 [分類番号 1202]、
業務用パッケージソフトウェア業 [分類番号 1203]
基本ソフトウェア業 [分類番号 1204]、
ゲームソフトウェア業 [分類番号 1205]など
- ・ **情報処理・提供サービス業**（分類番号 1206～1212）
受託計算サービス業 [分類番号 1206]
システム等管理運営受託業 [分類番号 1207]、
データベースサービス業 [分類番号 1209、1210]
市場調査・世論調査・社会調査業 [分類番号 1211]など
- ・ **インターネット附随サービス事業**（分類番号 1213～1221）
ポータルサイト・サーバ運営サービス業 [分類番号 1213～1215]、
アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業 [分類番号 1216、1217]、
インターネット利用サポート業 [分類番号 1218～1221]など

● 同業者とは、下表において○を付した関係を言います。

		発注者の主な業務		
		ソフトウェア業	情報処理・提供サービス業	インターネット附随サービス業
この事業所の主な業務	ソフトウェア業	○	×	×
	情報処理・提供サービス業	×	○	×
	インターネット附随サービス業	×	×	○

【22】事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）

「1 事業所の名称及び電話番号」から「6 管理・補助的業務」までの記入のしかたについては、P56～P63『【15】～【19】、【22】事業所調査票 第1面(共通項目)』を参照してください。

7 主な事業の種類

この事業所の主な事業の種類を選択に当たっては下表を参照の上、該当する「分類番号」及び「事業の種類」を記入してください。

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
建設業	001	一般土木建築工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割以上8割未満)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
	002	土木一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割未満)	いわゆる土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	003	建築一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が8割以上)	建築工事業(木造建築工事業を除く)、建築工事請負業、鉄骨造建築工事請負業、組立鉄筋コンクリート造建築工事業、コンクリートブロック造建築工事業、プレハブリケーション建築工事業
	004	木造建築一式工事	木造建築工事業、木造住宅建築工事業
	005	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事
	006	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
	007	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	008	とび・土工・コンクリート工事(009 はつり・解体工事を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事
	009	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事
	010	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	011	屋根工事(012 金属製屋根工事を除く)	屋根ふき工事(金属製屋根以外)
	012	金属製屋根工事	屋根ふき工事(金属製屋根)
	013	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	014	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	015	タイル・れんが・ブロック工事(016 築炉工事を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿ストレート工事
	016	築炉工事	築炉工事
	017	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
	018	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
	019	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
	020	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	021	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	022	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
	023	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示	
建設業(つづき)	024	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
	025	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	
	026	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	
	027	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事	
	028	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事	
	029	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	
	030	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
	031	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
	032	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	
	033	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
	034	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	
	郵便局	035	郵便局	郵便局
		036	郵便局受託業	簡易郵便局、郵便切手類販売所
	電気・ガス業・熱供給業、水道業	037	電気業(発電所、変電所)	水力発電所、火力発電所、原子力発電所、ガスタービン発電所、地熱発電所、周波数変換所等(特定規模電気事業者も含む。)
038		電気業(本社、支社、営業所、サービスセンター、給電指令所)	電気事業者の本社、支店・支社、営業所、サービスセンター、給電指令所、特定規模電気事業者	
039		ガス業(ガス製造工場、ガス供給所、ガス整圧所)	ガス製造工場、天然ガス業(導管により供給するもの)、ガス供給所(ガスタンク)、ガス整圧所	
040		ガス業(本社、支社、営業所)	ガス会社の本社、支店・支社、営業所	
041		熱供給業	地域暖冷房業、地域冷房業、熱供給業(温泉供給業は含まれない。)	
042		上水道業	上水道業、水道用水供給事業、簡易水道業、浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所、船舶水道業(農業用水供給業、貯水池建設事務所は含まれない。)	
043		工業用水道業	工業用水道業、工業用水浄水場、工業用水配水場、工業用水ポンプ場(工業用水建設事務所は含まれない。)	
044		下水道業	下水道管路施設維持管理業、下水出張所(維持管理の作業を行うもの)(産業用配管洗浄業、産業用上下水道管洗浄業は含まれない。)	
045		固定電気通信事業	固定系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業	
046		移動電気通信事業	携帯系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業	
情報通信業	047	その他の電気通信業に附帯するサービス業	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業	
	048	有線放送事業	有線テレビ・ラジオ放送、CATV、ケーブルテレビ、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業	
	049	放送事業(有線放送を除く)(放送設備有)	地上波テレビ放送事業、地上波ラジオ放送、放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業(放送設備有)	
	050	放送事業(放送設備がない事業所)		
	051	映像情報制作・配給事業	映画の制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)制作、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む)制作、テレビ放送用アニメ番組制作、ラジオ番組制作、レコードの企画・制作	

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示	
情報通信業(つぎ)	052	音声情報制作事業	ラジオ番組制作、レコードの企画・制作	
	053	出版事業		
	054	新聞社本社、支局(発行業務有)	新聞業、新聞社	
	055	新聞社支局(発行業務無)		
	056	ニュース供給事業		
	057	広告制作事業	広告制作業、広告制作プロダクション	
	058	その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ	
	運輸業、郵便業	059	鉄道事業	鉄道、路面電車、新交通システム、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト
060		一般乗合旅客自動車運送事業	乗合バス	
061		一般乗用旅客自動車運送事業	ハイヤー、タクシー	
062		一般貸切旅客自動車運送事業	貸切りバス	
063		その他の道路旅客運送事業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送	
064		一般貨物自動車運送事業	自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送	
065		特定貨物自動車運送事業	特定の荷主との契約に基づく自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送	
066		貨物軽自動車運送事業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送	
067		集配利用運送事業	第二種利用運送業	
068		その他の道路貨物運送事業	自転車貨物運送業	
069		外航海運事業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における運送	
070		沿海海運事業	日本沿岸諸港間の運送	
071		内陸水運事業	河川、湖沼での旅客、貨物運送	
072		船舶貸渡事業	運航業者への船舶の貸渡し事業	
073		航空運送事業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業	
074		航空機使用事業(航空運送事業を除く)	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業	
075		倉庫事業(冷蔵倉庫事業を除く)	野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど	
076		冷蔵倉庫事業		
077		港湾運送事業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など	
078		貨物運送取扱事業		
079		運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業	
080		こん包事業	運送のための物品の荷造り、梱包事業	
081		運輸施設提供事業	有料道路、バスターミナル、トラックターミナル、ふ頭業、飛行場業	
082		その他の運輸に附帯するサービス事業	検数業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業など	
083		郵便事業(信書便事業を含む)	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業	
金融業、保険業		084	銀行業(信託銀行を含む)	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
		085	中小企業等金融業	信用金庫、信金中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫等
		086	農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(金融業を専業で行う場合)等
		087	消費者向け貸金業	
		088	事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者
		089	質屋	
		090	クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
		091	その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
金融業、保険業(つぎ)	092	金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)	第一種金融商品取引業者(証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者等)
	093	金融商品取引業(上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
	094	商品先物取引業 商品投資業	商品取引員、商品投資顧問業者、海外市場商品先物取引業者等
	095	補助的金融業 金融附帯業	短資会社、手形交換所、両替屋、信用保証協会、農林漁業信用基金等
	096	信託業(信託銀行を除く)	運用型信託会社、管理型信託会社等
	097	金融代理業	金融商品仲介業者、信託契約代理店、銀行代理業者等
	098	生命保険業(代理店は101)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
	099	損害保険業(代理店は101)	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
	100	共済事業・少額短期保険業	農業共済組合、共済農業協同組合連合会
	101	保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理所、少額短期保険代理店
	102	保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等
政治・経済・文化団体、宗教団体	103	政治団体	政党、その他の政治結社
	104	経済団体	実業団体、同業団体
	105	労働団体	労働組合、職員組合
	106	学術団体、文化団体	
	107	その他の政治・経済・文化団体	上記(103-106)以外の非営利的団体
	108	神道系宗教団体	神社、神道協会、教派事務所
	109	仏教系宗教団体	寺院、仏教協会、宗派事務所
	110	キリスト教系宗教団体	キリスト教教会、修道院、教団事務所
	111	その他の宗教団体	その他の宗教(神道、仏教、キリスト教以外)の教会、教団事務所

問 1 経済センサスとはどのような調査なのか。

答) 経済センサスは、事業所及び企業の架経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としています。

経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス - 基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス - 活動調査」の二つから成り立っています。

問 2 経済センサス - 活動調査試験調査の目的は何か。

答) この試験調査は、平成 28 年 6 月に予定している「平成 28 年経済センサス - 活動調査」の実施に先立ち、調査方法や調査票の設計等が適切かどうか等について検証することを目的として、全国の一部の事業所及び企業を対象に調査への回答をお願いしています。

問 3 なぜ、調査票が二種類（企業調査票と事業所調査票）あるのか。一種類で十分ではないのか。

答) 企業調査票のみですと、日本全体の産業構造の把握はできますが、地域別（都道府県別、市区町村別）の産業構造が把握できなくなります。地域の産業構造把握の為、事業所単位での調査に、御理解と御協力をお願いします。

問 4 調査票に記入した情報は、守られるのか。

答) 統計法により、統計調査に従事する者には、守秘義務が課されており、また、調査票は、外部の目に触れる事の無いよう、厳重に保管され、統計以外の目的に使われることはありません。

問 5 調査日（平成 26 年 11 月 1 日）に営業していない場合は対象となるのか。

答) 調査日（平成 26 年 11 月 1 日）に休業中（季節的に営業している場合を含む）、清算中、開業準備中等で販売活動を行っていない場合でも、専従者がいる場合や管理者がいる場合は調査の対象となります。

問 6 「調査票」について、今回記入する情報は、いつ時点のことを書けばいいのか。

答) 売上や経費については平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの昨年 1 年間の情報を御記入ください。それ以外の従業員数などの項目は、平成 26 年 11 月 1 日現在の情報を御記入ください。

問 7 非常勤役員は従業者に入るのか。

答) 無報酬の非常勤役員は従業者とはなりません。非常勤役員でも役員報酬が支給されている場合は従業者欄の「有給役員」に含めて御記入ください（常勤・非常勤の別は問いません。）。

問 8 育児休業中又は産休中、病気休養中など、調査時点で休んでいる場合も従業者に含めていいのか。

答) 平成 26 年 1 月 1 日現在、一部でも給与が支給されている場合は従業者とします。

問 9 別経営の事業所に出向している社員がいる。この社員の給与は、出向先の事業所と出向元の事業所とでそれぞれ支払っている。この場合、出向している社員はどちらの従業員とすべきか。

答) 出向元の事業所の従業員に含めます。御社とその出向している社員との雇用関係により、「④正社員・正職員などと呼ばれている人」、「④以外の人（パート・アルバイトなど）」、「⑥臨時雇用者」のいずれかに御記入ください。さらに、「⑧送出处（⑦合計のうち別経営の事業所へ出向又は派遣している人）」にも御記入ください。

問 10 他の事業所と併任又は兼務している従業員は、どちらの事業所に含めるのか。

答) 給与が支給されている事業所の従業者としてください。

問 11 他の企業から、業務請負で来ている従業員は、どの欄に記入したらいいのか。

答) 従業員欄には含めなくて結構です（出向ではありません）。

問 12 平成 25 年 10 月に企業合併したが、売上金額や費用はどのように記入するのか。

答) 御回答いただく数値に重複や欠落がないよう、合併前の承継会社及び消滅会社の調査期間中の数値と合併後の調査期間中の数値の合計を御記入ください。

問 13 平成 25 年 7 月に一部の事業を経営譲渡したが、売上金額や費用はどのように記入するのか。

答) 調査期間中の実績を御記入ください。

問 14 企業調査票の売上（収入）金額などは連結ベースで記入するのか、単体ベースで記入するのか。

答) 単体ベースで御記入ください。

問 15 管理事務のみを行っている本社や、ショールーム、連絡事務所などの場合、その事業所として売上が発生しないが、その場合、事業所調査票にどのように記入すればよいか。

答) 従業者数などは記入していただきますが、売上（収入）金額がない場合は、売上（収入）金額に「0」と御記入ください。また、「主な事業の内容」を記入する欄について、具体的な事業内容を御記入いただくとともに、備考欄等に「売上高なし」とも御記入願います。

問 16 消費税込みでは、売上高や費用を書くことができない。どうすればよいか。

答)

(13, 14 企業調査票)

消費税抜きの金額で記入していただき、企業調査票の「消費税込み記入・税抜き記入の別」欄の「2 税抜き」に○をつけてください。事業所調査票では、備考欄に消費税抜きの金額である旨の記載をお願いいたします。

(20, 21 企業調査票)

消費税抜きの金額で記入していただき、企業調査票の「以下の金額を記入する欄について」のボックスにチェックをつけてください。事業所調査票では、備考欄に消費税抜きの金額である旨の記載をお願いいたします。

問 17 申告の種類別に参照する科目が記載されているが、「一般用」と「不動産用」の2様式で申告している場合はどのように記入するのか。

答) 「一般用」と「不動産用」の科目を合計して記入してください。たとえば売上であれば、青色申告決算書の場合は科目①+科目④となります。

問 18 百貨店、スーパーマーケットなどの構内で、「消化仕入」(売上仕入)をしている売場は、別の事業所とするのか。

答) 「消化仕入」(売上仕入) をしている売場は、個別の事業所とはせずに、百貨店、スーパーマーケットなどに含めてください。なお、「テナント」の場合は、同一構内であっても、百貨店、スーパーマーケットなどとは別の事業所になります。

問 19 電子メールによる商談も「電子商取引」になるのか。

答) 定型フォーマットによる受発注でないような商談は、電子商取引の対象にはなりません。

問 20 調査票には、登記簿上の住所を、記入するのか。

答) 実際に事業を行っている場所が、登記簿の住所と異なる場合は、登記簿上のものではなく、実際に事業を行っている場所の住所を御記入ください。

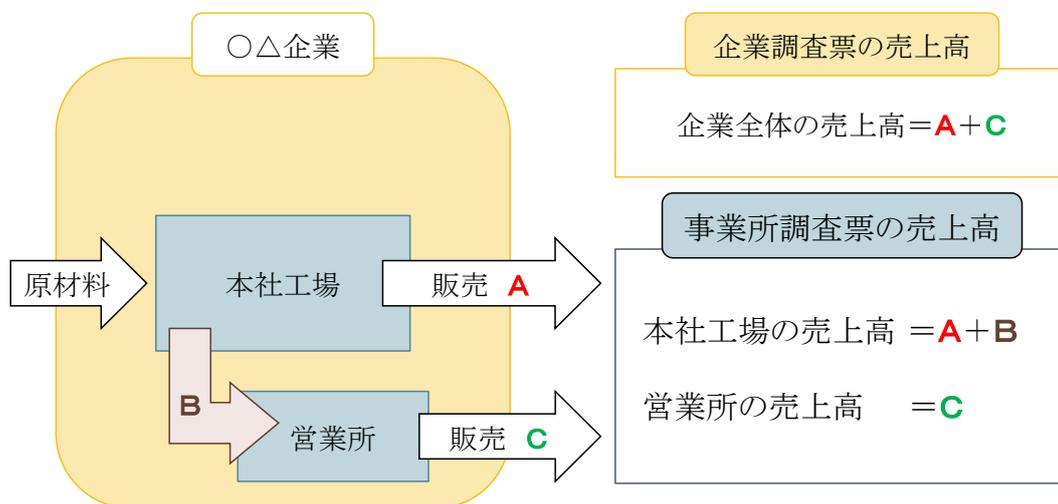
問 21 当社は複数本社制を採用しており、東京本社と大阪本社がある。この場合、どちらを本社とすべきなのか。

答) 経営全体を統括している事業所(1企業に一つだけを本社とします。東京本社と大阪本社のうち、より上位の事業所(他方の事業所を統括する側の事業所)を本社としてください。なお、判断が難しい場合は、会社の代表者(社長など)がいる方を本社とします。

問 22 企業全体の売上高と事業所の売上高は何を記入すればよいか。(事業所毎に記入した売上の積み上げ額と企業調査票に記入した企業全体の売上高は一致しないが問題ないか)

答) 下図のように、本社工場で製造したものを本社工場から卸売(下図「販売A」)するとともに、同じ企業内の営業所に引き渡して(下図「B」)営業所から販売(下図「販売C」)している場合は、本社工場では、本社工場から販売している額と営業所に引き渡した額を本社工場の売上(収入)金額として事業所調査票に御記入ください(営業所に引き渡した製品の出荷額が不明な場合でも、仮に他の企業へ売った場合はいくらになるか市価換算するなどして御記入ください)。営業所では、営業所から販売した額を売上(収入)金額として事業所調査票に御記入ください。

企業調査票については、自社内の営業所に引き渡した額(「B」)は売上に含めず、他企業へ販売した額(本社の「販売A」と営業所の「販売C」)を企業の売上(収入)金額として企業調査票に御記入ください。この場合、企業全体の売上(収入)金額と事業所毎に積み上げた売上(収入)金額が一致しなくても構いません。



$$\text{事業所単位の売上高の合計} \geq \text{企業単位の売上高}$$
$$A + B + C > A + C$$

問い合わせ先

●調査票の記入方法などについて、御不明な点がございましたら、試験調査事務局にお問い合わせください。

経済センサス - 活動調査 試験調査事務局



0120-688-853 (通話料無料)

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

I P 電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6371-0002 (有料)

設置期間：平成 26 年 12 月 17 日まで

受付時間：午前 9 時～午後 6 時 (土日祝日も御利用できます)

ビルくとケイちゃん

